

第3章 目指すべき環境像と施策

1 目指すべき環境像

2 計画の体系

3 施策の展開

1 目指すべき環境像

1-1 上位計画との整合性と考え方

令和5（2023）年に策定した「第7次坂戸市総合計画」では、目指すべき坂戸市の将来像を『住みつづけたいまち 子育てしたいまち さかど』と定めています。これは、世代を超えた多くの人が坂戸市の魅力を感じ、「坂戸にきたい、居続けたい」と思える姿を、みんなで共有していけるような合言葉としての想いが込められています。また、将来像の実現に向けて目指すべき方向性を行政分野ごとに示しており、環境分野では「4 自然と都市が調和し、活気あふれる暮らしやすいまち」を掲げ、自然と暮らす居心地の良さと都市の利便性を兼ね備えた、活気に満ちあふれたまちづくりを推進することが求められています。

本計画では、「第7次坂戸市総合計画」を踏まえた長期的な視点及び脱炭素社会の実現等新たな視点に立ち、持続可能な開発目標のもと、「豊かなみどりと清流を ともに未来へつなぐまち さかど」を目指すべき環境像として定め、豊かな自然環境の保全に努め、自然と共生するまちづくりを進めます。

第7次坂戸市総合計画（抜粋）

将来像

目指すべき坂戸市の将来像を次のとおり定めます。

住みつづけたいまち
子育てしたいまち さかど

まちづくりの基本方向

まちづくりの基本方向とは、
将来像の実現に向けて目指すべき方向性を行政分野ごとに示したものです。

4 自然と都市が調和し、活気あふれる暮らしやすいまち 【都市、環境、産業】

自然と暮らす居心地の良さと都市の利便性を兼ね備えた、
活気に満ちあふれたまちづくりを推進します。

1-2 本計画の目指すべき環境像

豊かなみどりと清流を

ともに未来へつなぐまち さかど

目指すべき環境像は、豊かな自然との共生、脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となり、ともに様々な施策に取り組み、本市の恵み豊かなみどりや清流高麗川などを、未来の子どもたちにつないでいく決意を込めたものです。



2 計画の体系

2-1 基本目標

本計画の目指すべき環境像を実現するため、5つの分野ごとに基本目標を定め、計画を推進します。

5つの基本目標

1 脱炭素社会 ⇒ 脱炭素型の暮らしを実現できるまち

市域におけるエネルギー消費量の削減と再生可能エネルギーの導入を推進し、二酸化炭素排出量を着実に削減させ、脱炭素社会の実現を目指します。

また、本基本目標は、「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含するものとします。

2 循環型社会 ⇒ 地域の資源を大切に持続可能なまち

循環経済の考え方にに基づき、ごみや食品ロスの削減と再資源化を進め、地域資源の有効活用を図ります。

3 自然・みどり、生物多様性 ⇒ 自然と調和したみどりあふれる清流のまち

市内の多様な生きもの、豊かな自然やみどりの保全、創造に努めるとともに、水辺の保全と健全な水循環の形成を進めます。

4 安全・安心 ⇒ 健康で安全に安心して暮らせるまち

公害対策や不法投棄の解消、景観の保全等により快適な生活環境の形成を進めるとともに、気候変動による自然災害への対応の強化と健康被害の低減を図ります。

また、本基本目標は、「坂戸市気候変動適応計画」を包含するものとします。

5 環境教育・学習、情報発信 ⇒ 一人一人が環境を学び行動するまち

環境にやさしい行動の実践を進めるため、環境教育や環境学習を積極的に推進するとともに、ICT等の活用や市民・事業者等との連携による環境保全活動の拡充を図ります。

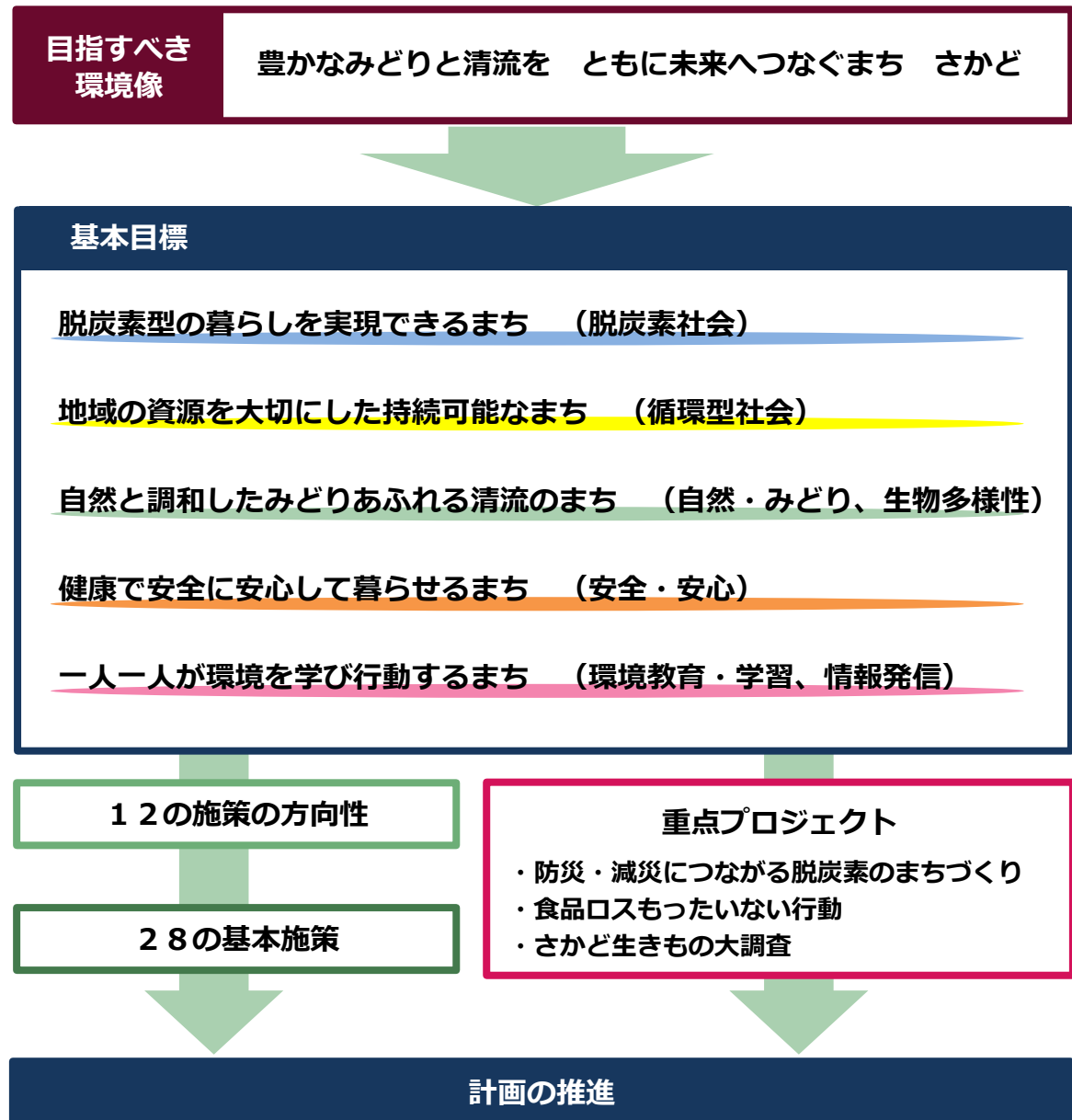
2-2 計画の構成

本計画の構成は、「目指すべき環境像」を実現するため、5つの「基本目標」ごとに、基本目標の達成に向けた方向性を「施策の方向性」として明らかにするとともに、その方向性に沿い具体的な取組を「基本施策」として定め、施策を推進します。

また、「基本施策」とは別に、複数の分野にまたがる事業等を「重点プロジェクト」として施策を展開していきます。

なお、基本目標の達成はSDGsに貢献することから、関連する主なSDGsを基本目標ごとに示します。また、「10年後の坂戸市の姿」を示し、基本目標の達成イメージをより具体化するとともに、基本目標の達成のためには、市民・事業者の協力が重要であることから、それぞれの取組事項を示します。

計画の全体構成



2-3 計画の体系図

目指すべき
環境像

豊かなみどりと清流を
ともに未来へつなぐまち
さかど

基本目標と関連する主な SDGs

脱炭素社会

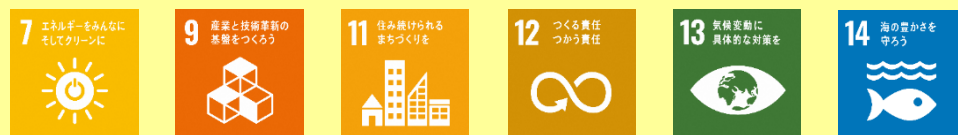
【坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

1 脱炭素型の暮らしを実現できるまち



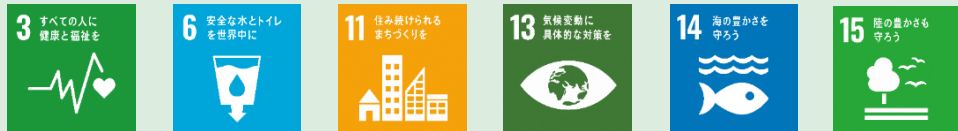
循環型社会

2 地域の資源を大切にしたい持続可能なまち



自然・みどり、生物多様性

3 自然と調和したみどりあふれる清流のまち



安全・安心

【坂戸市気候変動適応計画】

4 健康で安全に安心して暮らせるまち



環境教育・学習、情報発信

5 一人一人が環境を学び行動するまち

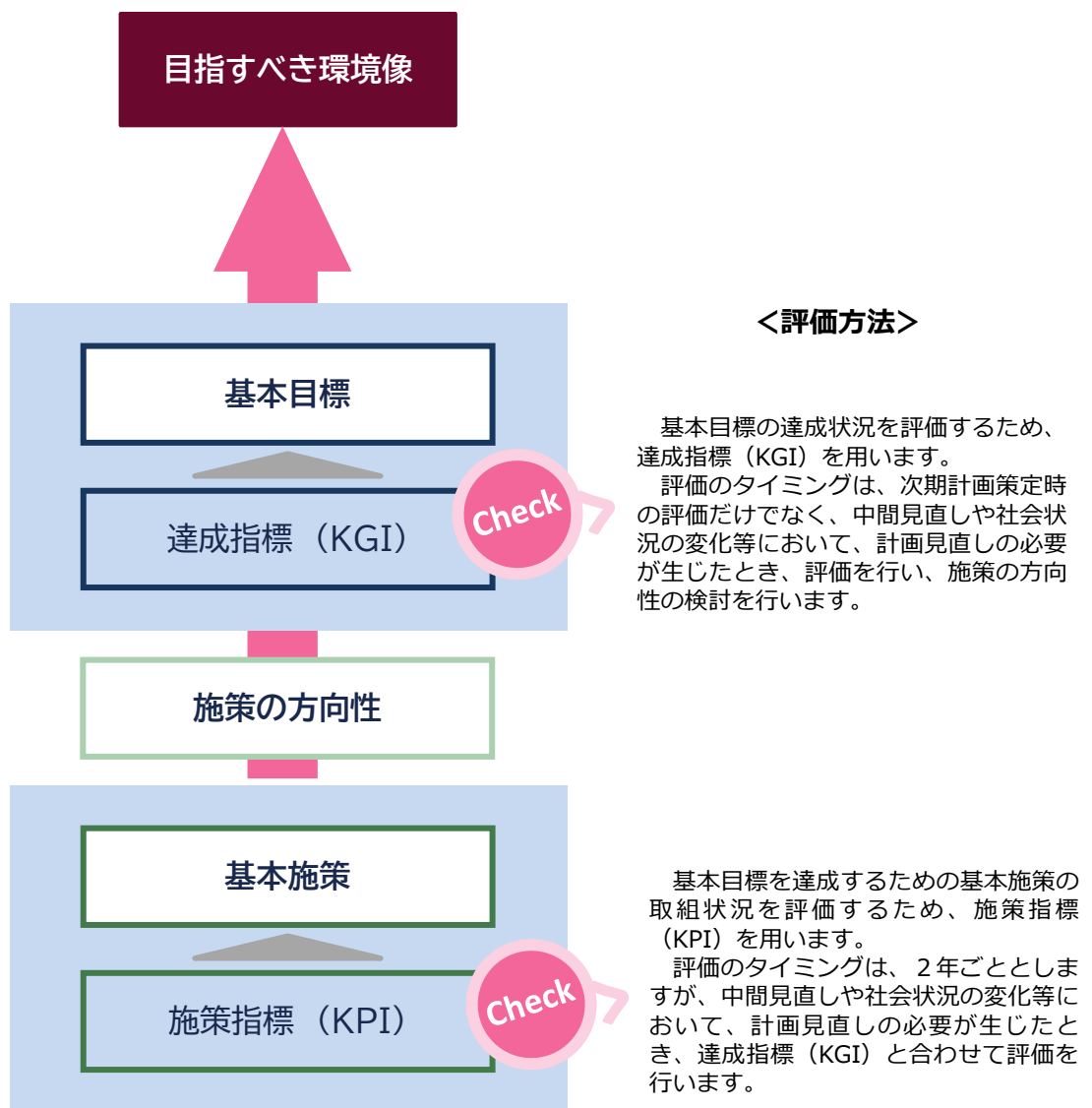


施策の方向性	基本施策
1-1 再生可能エネルギーの導入を 促進します	(1) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進 (2) 再生可能エネルギー由来の電力の推進
1-2 省エネルギー行動を促進します	(1) 家庭における省エネルギー行動の促進 (2) 事業所等における省エネルギー行動の促進
1-3 脱炭素型のまちづくりを推進します	(1) 建築物等の省エネルギー化の推進 (2) 移動手段の脱炭素化の促進 (3) スマートコミュニティの推進
2-1 4Rによる資源の有効活用を 推進します	(1) 4Rの普及、推進 (2) 食品ロス削減の推進 (3) プラスチック使用削減の推進
2-2 環境に配慮したごみ処理体制を 推進します	(1) 適正な収集・処理体制の整備、充実 (2) 廃棄物の再資源化の推進
3-1 自然環境を保全し、みどりの創出を 推進します	(1) 水辺空間の保全と水循環の再生 (2) まちなかのみどりの保全、創出 (3) 農地、里山環境の維持、保全
3-2 生物多様性の保全を推進します	(1) 生物多様性の保全と普及啓発の推進 (2) 動植物の生息・生育環境の保全
4-1 公害のないまちづくりを推進します	(1) 公害防止対策の推進 (2) 継続的な監視、測定の実施
4-2 快適な生活環境の整備を促進します	(1) まちの美化、不法投棄対策の推進 (2) まちなみ景観の維持、向上
4-3 気候変動適応策を推進します	(1) 気候変動に適応したまちづくりの推進 (2) 健康被害対策の推進
5-1 環境教育・環境学習を推進します	(1) 学校における環境教育の充実 (2) 地域における環境学習機会の拡充
5-2 環境保全活動を拡充します	(1) 環境に関する情報受発信の充実 (2) 環境保全活動、イベントの充実 (3) 環境リーダーの育成

2-4 指標の設定

本計画では、5つの基本目標ごとに「達成指標」を設定し、基本目標に対する施策の評価を行うこととし、さらに、その進捗状況を評価するため、主な基本施策に「施策指標」を設定し、評価の明確化を図ります。

目指すべき環境像の実現に向けた構成イメージ図



● 朝の幻想的な風景



撮影場所：多和田高麗川 1 号堰

● 浅羽の夕暮れ



撮影場所：浅羽ビオトープ

資料：第8回めつたさかど！デジタルフォトコンテスト（坂戸市）

3 施策の展開

基本目標 1

脱炭素型の暮らしを実現できるまち
【 坂戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 】

■ 10年後の坂戸市の姿

市民、事業者のなかに、省エネルギー行動の実践は、当たり前のように暮らしへ溶け込んでいます。また、省エネルギー型機器や次世代自動車の導入が進んだ脱炭素型の暮らしを、市内の誰もが無理なく、普段の生活や事業活動で実践しています。

太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入は、市域全体に拡大し、加えて断熱性能の高い建物が増えることでエネルギー消費量が減少し、二酸化炭素の排出量も削減されるなど、まち全体が、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、着実に進んでいます。

関連する主なSDGs



■ 達成指標 (KGI)

達成指標項目	現状 (令和2 (2020) 年度)	目標 (令和12 (2030) 年度) ※
市域における二酸化炭素排出量	398 (千 t-CO ₂)	275 (千 t-CO ₂)
再生可能エネルギーの導入容量	22,306kW	44,000kW

※ 「坂戸市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」の中長期目標は、国の地球温暖化対策計画に準じて設定することから、基本目標1「脱炭素型の暮らしを実現できるまち」の目標年度のみ、令和12 (2030) 年度とします。

■ 坂戸市の現状 ～脱炭素社会分野～

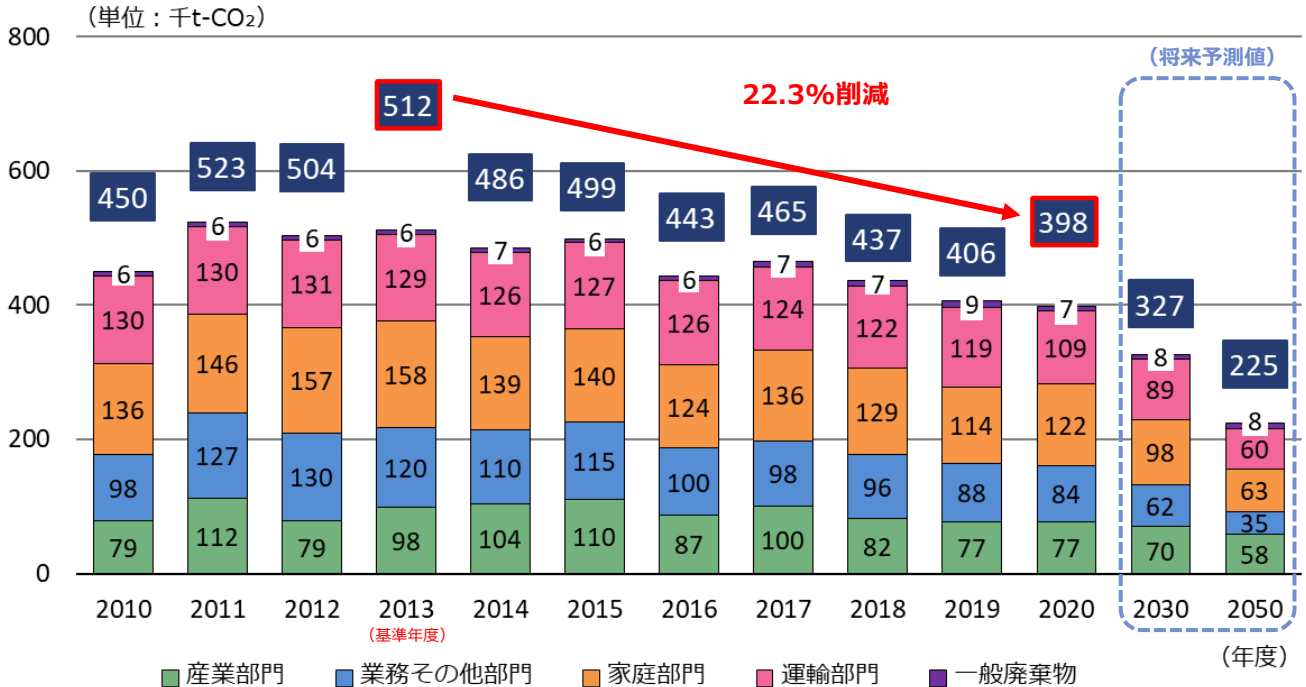
○ 市域における二酸化炭素排出量の推移と将来予測

本市の二酸化炭素の排出量は、平成23（2011）年度をピークに減少傾向で推移しています。基準年度である平成25（2013）年度の排出量512千 t-CO₂と比較し、直近の令和2（2020）年度では398千 t-CO₂と、基準年度比で22.3%減少しています。

また、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和4年3月）」を参考に対前年度増加率平均を用いて将来予測値^{▶①}を算出した結果、2030年度には327千 t-CO₂となり基準年度比約36%の減少、2050年度には225千 t-CO₂で基準年度比約56%の減少と確実に減少を続けますが、2050年までの脱炭素社会の実現のためには更なる対策強化が必要な状況です。

▶① 将来予測値とは、現在の人口・世帯の増減、事業活動等の社会経済情勢が、現状のまま将来も推移すると仮定し、かつ現在の地球温暖化対策のみを継続した場合を想定して算出した推計値をいう。

市域における二酸化炭素排出量の推移



※ 端数を四捨五入しているため合計が合わないことがあります。

資料：埼玉県「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果 2020 年度版」

基準年度（平成25（2013）年度）の部門別の排出量割合をみると、家庭部門が30.9%と最も多く、25.2%の運輸部門、23.5%の業務その他部門と続いています。

直近の令和2（2020）年度における基準年度に対する部門別の削減率は、業務その他部門の減少率が高く、△30.1%となっており、家庭部門△23.1%、産業部門△21.9%と続いています。一般廃棄物は13.7%の増加となっています。

部門別の排出量割合と基準年度からの削減率

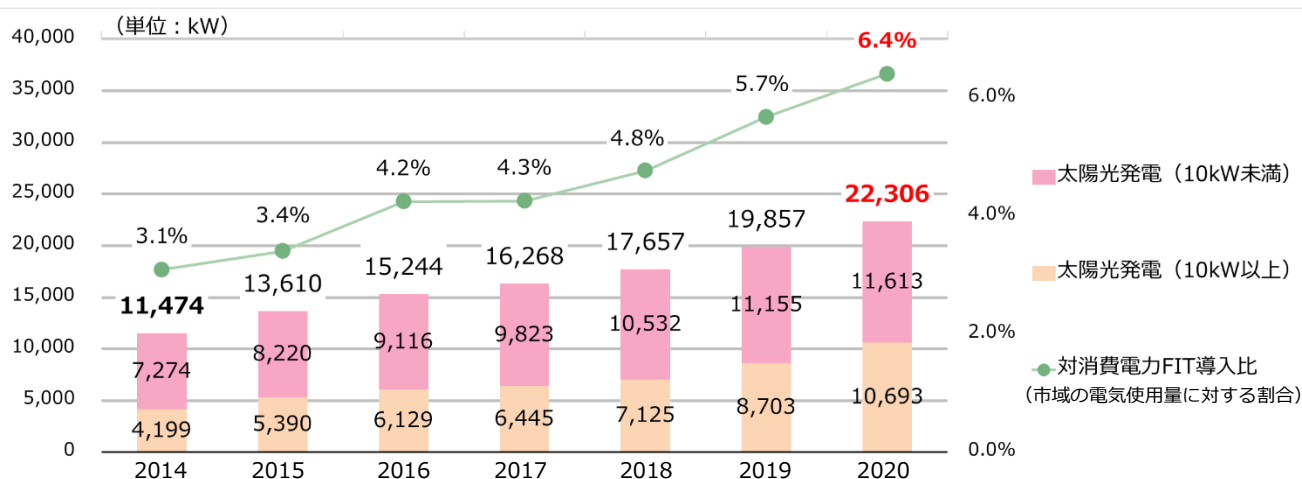
部門別排出量 【上段：千t-CO ₂ 、下段：%】	2013年度 【基準年度】	削減率 →	2020年度 【直近】
産業部門	98 (19.1%)	△ 21.9%	77 (19.2%)
業務その他部門	120 (23.5%)	△ 30.1%	84 (21.1%)
家庭部門	158 (30.9%)	△ 23.1%	122 (30.5%)
運輸部門	129 (25.2%)	△ 15.8%	109 (27.2%)
一般廃棄物	7 (1.3%)	13.7%	8 (1.9%)
合計	512	△ 22.2%	398

※ 端数を四捨五入しているため合計が合わないことがあります。

○ 市域における再生可能エネルギーの導入状況

本市の令和2（2020）年度の再生可能エネルギーの導入容量（FIT 認定分）累積は、22,306kW で、内訳は10kW未満の太陽光発電が11,613 kW（52.1%）、10kW以上の太陽光発電が10,693 kW（47.9%）となっています。発電量に換算すると28,081MWhにあたり、市域の電気使用量に対する割合は、6.4%となっています。経年でみると着実に増加し、平成26（2014）年度と比較して、約2倍に増加しています。

再生可能エネルギーの導入容量の推移



※ 本項目の再生可能エネルギー導入容量は、経済産業省 固定価格買取制度 情報公開用 WEB サイト「B 表 市町村別認定・導入量」から集計したものです。

※ 端数を四捨五入しているため合計が合わないことがあります。

資料：環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテ」（2022年）

○ 市域における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

環境省「REPOS^{▶①}」によると、本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが高いのは、太陽光発電となっており、最大で電気は386MW、発電量にして526,607MWh/年のポテンシャルがあるとされています。令和2（2020）年度の市域の電気使用量は438,018MWhであり、太陽光発電で市域の電力を賄えるほどのポテンシャルがあるといえます。

しかしながら、導入ポテンシャル量は、建物や土地の面積から、法令等の制約や事業採算性を考慮した係数を乗じて算出された発電量であり、導入可能量ではないものの、本市には太陽光発電導入の可能性がまだあることを示しています。

- ▶① REPOS（リーボス）とは、環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム」を指し、地域ごとの再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として開設されたポータルサイトをいう。

市域における太陽光発電の導入ポテンシャル量

中区分	小区分1	小区分2	導入ポテンシャル	単位
建物系	官公庁		3.0	MW
			4,107.2	MWh/年
	病院		1.4	MW
			1,863.8	MWh/年
	学校		9.9	MW
			13,445.4	MWh/年
	戸建住宅等		136.2	MW
			188,237.8	MWh/年
	集合住宅		8.0	MW
			10,887.3	MWh/年
工場・倉庫		16.2	MW	
		21,929.1	MWh/年	
その他建物		104.4	MW	
		141,484.4	MWh/年	
鉄道駅		0.3	MW	
		344.7	MWh/年	
		合計	279.3	MW
			382,299.8	MWh/年
土地系	最終処分場	一般廃棄物	4.0	MW
			5,452.3	MWh/年
	耕地	田	10.4	MW
			14,123.0	MWh/年
		畑	66.2	MW
			89,733.0	MWh/年
	荒廃農地 [※]	再生利用可能（営農型）	7.6	MW
			10,349.2	MWh/年
		再生利用困難	18.2	MW
			24,650.0	MWh/年
ため池		0.0	MW	
		0.0	MWh/年	
		合計	106.5	MW
			144,307.5	MWh/年

※ ここでいう荒廃農地のポテンシャル量については、荒廃農地の内、農地として再生利用可能な土地には営農型太陽光を設置し、再生利用困難な土地には地上設置型太陽光を設置した場合の推計値を示しています。

資料：環境省「REPOS 自治体再エネ情報カルテ」Ver.1（2022年4月1日）

■ 施策の方向性と基本施策

本市では、これまでも、地球温暖化問題を世界共通の問題として捉え、温室効果ガス削減に向けた取組を実施してきたことから、省エネルギー機器の普及等と相まって二酸化炭素排出量は減少を続けており、一定の効果を収めています。

今後は、本計画の目標年次である令和12（2030）年度までを、脱炭素社会の実現への加速期間としてとらえ、基準年度である平成25（2013）年度比で46%削減を計画目標とします。

また、「低炭素」から「脱炭素」へと考えを転換させ、太陽光発電の導入目標を掲げ、再生可能エネルギーの導入を促進するほか、省エネルギー行動の徹底、建築物や移動手段における脱炭素化の促進等により市域全体の脱炭素化を図ります。

これらの取組を長期にわたり継続して推進することで、着実に排出量を削減し、2050年までの脱炭素社会の実現を目指します。

計画目標

令和12(2030)年度までに、平成25(2013)年度比で
二酸化炭素排出量46%削減

導入目標

令和12(2030)年度までに、太陽光発電導入容量(累計)を
44,000kW以上導入

長期目標

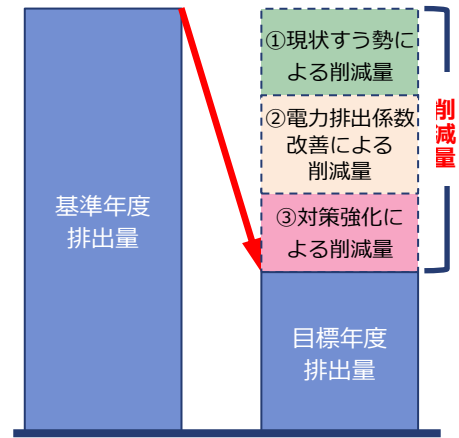
2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ

二酸化炭素削減量の考え方

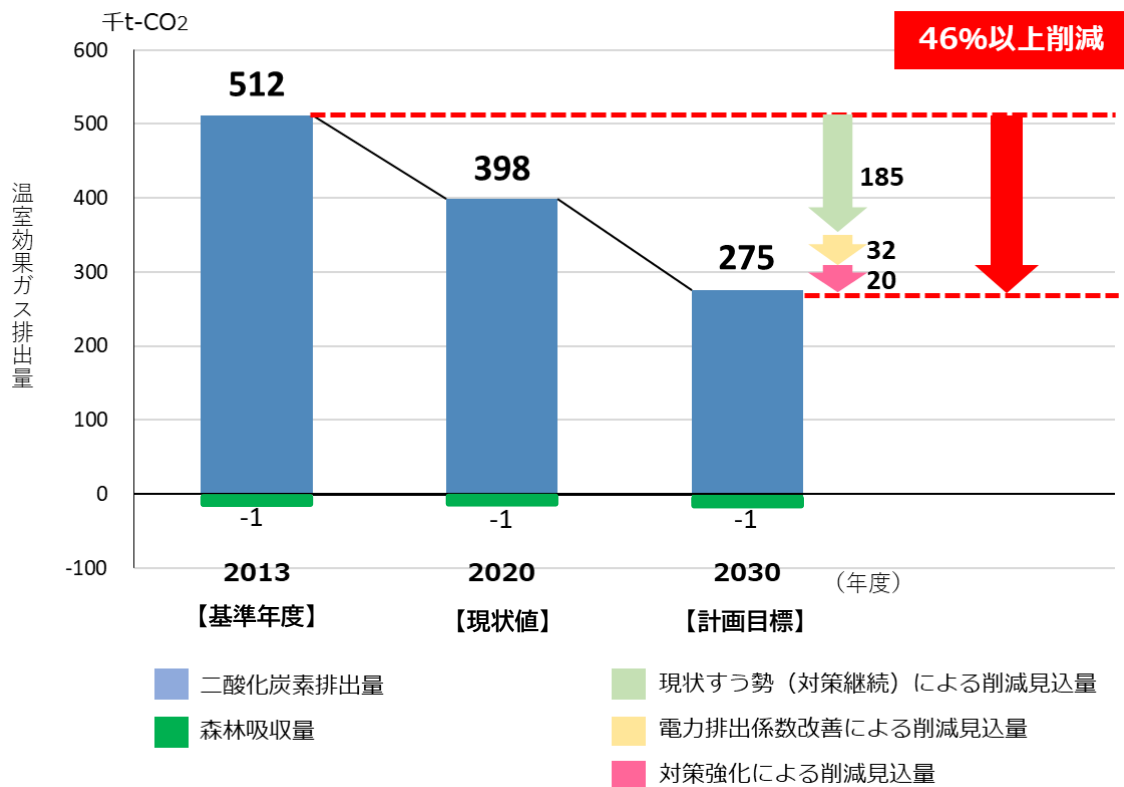
基準年度からの二酸化炭素削減量は、①現状すう勢（対策継続）による削減量、②電力排出係数^{▶①}改善による削減量、③対策強化による削減量を積み上げて算出しています。

①現状すう勢（対策継続）と②電力排出係数改善は、これまでの取組が現状のまま進んでいくことによる削減量で、国や県の制度変更、科学技術等の進展による削減量も含まれます。

③対策強化は、市民や事業者の行動変容、省エネルギー型の設備機器の導入・更新、再生可能エネルギー設備の導入、建物の省エネルギー化の促進等、市の施策によりこれまで以上の水準で取り組むことで削減される量を削減可能量として試算しています。



本市における二酸化炭素削減



▶① 電力排出係数とは、電力1kWhを発電する際にどれだけの二酸化炭素(CO₂)を排出したかの目安であり、電力使用量(kWh)に電力会社の電力排出係数(kg-CO₂/kWh)を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素(CO₂)を算出する。

方向性1-1 再生可能エネルギーの導入を促進します

地域特性に合った太陽光発電の導入を更に普及させるため、適切な情報の発信に努めます。また、再生可能エネルギー由来の電力契約を促し、間接的な再生可能エネルギーの導入を促進します。

○ 基本施策 1-1 (1) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

施策	主な担当課
① 自然環境や生活環境に配慮した太陽光発電システム設置の普及啓発に努め、更なる導入促進を図ります。	環境政策課
② 住宅用太陽光発電システム設置補助制度等を通じて、家庭への再生可能エネルギー導入を促進します。	環境政策課
③ 国及び県の支援制度の情報発信を通じて、事業者への再生可能エネルギー導入を促進します。	環境政策課 商工労政課 ほか
④ 家庭や事業所における再生可能エネルギーの余剰電力の蓄電や災害時等の非常用電源となる蓄電池の導入を促進します。	環境政策課 商工労政課 ほか
⑤ 太陽光発電システムの導入に対し、第三者所有型（PPA モデル）▶ ¹ や営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）▶ ² 等、様々な手法について、情報発信に努めます。	環境政策課 農業振興課

○ 基本施策 1-1 (2) 再生可能エネルギー由来の電力の推進

施策	主な担当課
① 市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しを呼びかけます。	環境政策課 商工労政課 ほか
② 公共施設において再生可能エネルギー由来の電力の導入を推進します。	施設管理課 各施設の主管課

▶¹ 第三者所有型（PPA モデル）とは、Power Purchase Agreement の略で、電力販売契約をいう。太陽光発電システム導入方法の一つであり、PPA 事業者との契約により、太陽光発電システムを初期費用ゼロで導入でき、メンテナンスも PPA 事業者が行う仕組みのことをいう。契約期間が終わった後は、契約により設備を譲り受けることができるが、契約終了までの間、利用者は PPA 事業者を利用した分の電気代を支払う。

▶² 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）とは、農地法の一時的転用許可により、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電システムを設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組をいう。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できるが、農作物の安定した生産も求められている。

方向性 1-2 省エネルギー行動を促進します

市民、事業者に向けて、これまで以上の省エネルギー行動の徹底を促し、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進します。

○ 基本施策 1-2(1) 家庭における省エネルギー行動の促進

	施策	主な担当課
①	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活） ^{▶①} 」等の普及により、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。	環境政策課
②	家庭の脱炭素に配慮したライフスタイルへの転換を促進するため、省エネルギー化や脱炭素対策に関する情報の提供、環境イベントを実施します。	環境政策課 環境学館いずみ
③	住宅用省エネルギー機器等の設置補助制度を通じて、家庭用燃料電池や蓄電池、高効率機器等の購入を促進します。	環境政策課
④	省エネルギー性能の高い家電製品の購入補助制度等を通じて、環境負荷の少ない電化製品等の買い替えを促します。	環境政策課

○ 基本施策 1-2(2) 事業所等における省エネルギー行動の促進

	施策	主な担当課
①	脱炭素に配慮したビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー化や脱炭素対策に関する情報発信を行います。	環境政策課
②	事業所等における省エネルギー行動の促進のため、エコチューニング（既存設備・機器の適正運転）の実施を呼びかけます。	環境政策課 商工労政課（ほか）
③	工場や施設等の更新時若しくは新規設備導入時において、省エネルギー性能が高い機器の選択や水道管の口径の見直し等により、エネルギー消費量の抑制を促します。	環境政策課 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 （ほか）
④	埼玉県エコアップ認証制度 ^{▶②} の周知に努めるとともに、事業所等における環境マネジメントシステム ^{▶③} （ISO14001、エコアクション21等）の導入を促進します。	環境政策課 商工労政課（ほか）

- ▶① 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、行動変容、ライフスタイル変革を促すための国民運動をいい、衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像や具体的なアクションの提案等により、新たな消費・行動を喚起し、国内外での脱炭素型の製品・サービスの需要創出することを目的とする。
- ▶② 埼玉県エコアップ認証制度とは、事業者自ら環境に関する方針を定め、その達成に向けた取組を実施するとともに、CO₂削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証する制度をいう。
- ▶③ 環境マネジメントシステムとは、企業、事業所等がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全行動に向けた取組を推進するにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みをいう。

方向性 1-3 脱炭素型のまちづくりを推進します

温室効果ガス削減効果が高い「建築物」の省エネルギー化や、生活交通の整備及び次世代自動車の普及等による「移動手段」の脱炭素化を図ることで、まち全体の脱炭素化を推進します。また、地産地消による再生可能エネルギーの利活用をはじめ、複数の建物や街区単位で効率よくエネルギーを利活用する仕組みづくりなど、地域全体のエネルギーをマネジメントしていくスマートコミュニティ^{▶①}の構築を目指します。

○ 基本施策 1-3 (1) 建築物等の省エネルギー化の推進

施策		主な担当課
①	住宅の窓や床・壁の断熱、遮熱塗装等、エネルギー効率を向上させる省エネルギー改修の導入支援に関する国・県の動向把握に努め、情報発信を行います。	環境政策課 住宅政策課
②	ZEH ^{▶コラム P41} 化、ZEB ^{▶コラム P41} 化等の省エネルギー性能に優れた建物の情報提供を行い、建築物の省エネルギー化を促進します。	環境政策課 住宅政策課
③	公共施設、市営住宅等の新築・改築・改修等においては、ZEB化を検討するとともに、省エネルギー性能の向上、長寿命化、木材利用に努めます。	施設管理課 各施設の主管課

○ 基本施策 1-3 (2) 移動手段の脱炭素化の促進

施策		主な担当課
①	公共交通の利用を促進するとともに、駅、公共施設等の拠点と市内各地域をつなぐ、効率的で利便性の高い交通サービスに努めます。	交通対策課
②	近距離移動における自転車等の利用を促進します。	環境政策課 交通対策課
③	関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備を進めます。	道路河川課 維持管理課 (ほか)
④	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	環境政策課
⑤	事業所におけるZEV ^{▶②} 導入の普及啓発を図るとともに、ZEVの公用車導入を進めます。	環境政策課 施設管理課
⑥	水素エネルギーの活用、インフラ整備等に関する国・県等の動向の把握に努めるとともに、商業施設への電気自動車充電設備等の設置を促進します。	環境政策課 商工労政課
⑦	公共施設への電気自動車充電設備の設置を進めます。	施設管理課 各施設の主管課 (ほか)

○ 基本施策 1-3 (3) スマートコミュニティの推進

施策		主な担当課
①	再生可能エネルギーの地産地消に向けたまちづくりを実現するため、仕組みづくりの検討を進めます。	環境政策課 都市計画課
②	民間企業や他地域とのカーボン・オフセット ^{▶③} の可能性について検討を進めます。	環境政策課
③	太陽光発電システムを設置している住宅のV2H ^{▶④} 化、ビル等のV2B ^{▶⑤} 化を促進します。	環境政策課 住宅政策課 ほか
④	避難所等として指定した公共施設において、太陽光発電システムの導入を優先的に進めるとともに、コージェネレーションシステム ^{▶⑥} 、電気自動車（EV）、蓄電池等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めます。	施設管理課 各施設の主管課

- ▶① スマートコミュニティとは、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムをいう。
- ▶② ZEV(ゼロエミッション・ビークル)とは、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）をいう。
- ▶③ カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方をいう。
- ▶④ V2Hとは、Vehicle to Homeの略称で、電気自動車に蓄えた電力を家庭用に有効活用することをいう。
- ▶⑤ V2Bとは、Vehicle to Buildingの略称で、電気自動車に蓄えた電力を事業所において有効活用することをいう。
- ▶⑥ コージェネレーションシステムとは、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムの総称をいう。

■ 施策指標（KPI）

施策指標項目	現状	目標 (令和12(2030)年度) [※]
市の補助金を利用した住宅用太陽光発電システムの総導入量	5,785.5 kW (令和3(2021)年)	8,600 kW
埼玉県エコアップ [®] 認証事業所	1事業所 (令和4(2022)年)	5事業所
市の公共施設から排出される温室効果ガス排出量(年間)	11,808(t-CO ₂) (令和3(2021)年)	10,375(t-CO ₂)

※ 「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標は、国の地球温暖化対策計画に準じて設定することから、基本目標1「脱炭素型の暮らしを実現できるまち」の目標年度のみ、令和12(2030)年度とします。

■ 市民・事業者の役割 ～脱炭素社会分野～

市民

- 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」の趣旨を理解し、進んで取り組みます。
- 住宅の新築・改築時には、省エネルギー改修や ZEH の導入を検討します。
- 自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、更新時には、次世代自動車の導入を検討します。
- 家電製品の買い替え時は、省エネルギーラベル※（エアコンはフロンラベルを含む。）を確認して、温室効果ガス排出量が少ない製品を選択します。



※ 省エネルギーラベル
(参考画像)

「省エネ型製品情報サイト」
(経済産業省資源エネルギー庁
(<http://seihinjyoho.go.jp/>)) を加工して作成。
(令和6年3月4日利用)

事業者

- エネルギー消費量や温室効果ガス排出量を把握し、脱炭素経営に取り組みます。
- 太陽光発電システムや蓄電池の導入を検討するとともに、電力契約の際は、再生可能エネルギーを活用したクリーンな電力を販売する電気事業者の選択を視野に検討を進めます。
- 建物の建築時・改修時には、省エネルギー改修や ZEB の導入を検討します。
- 事業活動で自動車を使用する際は、エコドライブを実践するとともに、次世代自動車の導入（購入・リース、サブスクリプション^{▶①}等）を検討します。
- 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）の導入に努めます。

▶① サブスクリプションとは「定期購読、継続購入」を意味し、商品やサービスを所有・購入するのではなく、一定期間利用できる権利に対して料金を支払うことをいう。

コラム

建物の省エネルギー化

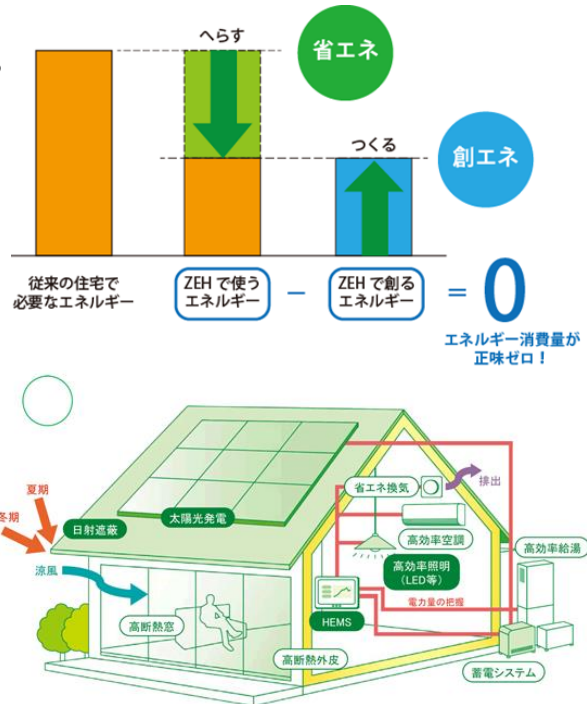
●ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、
ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは？

建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことで、住宅の場合はZEH（ゼッチ）、ビルの場合はZEB（ゼブ）といいます。

●ZEH・ZEBの効果

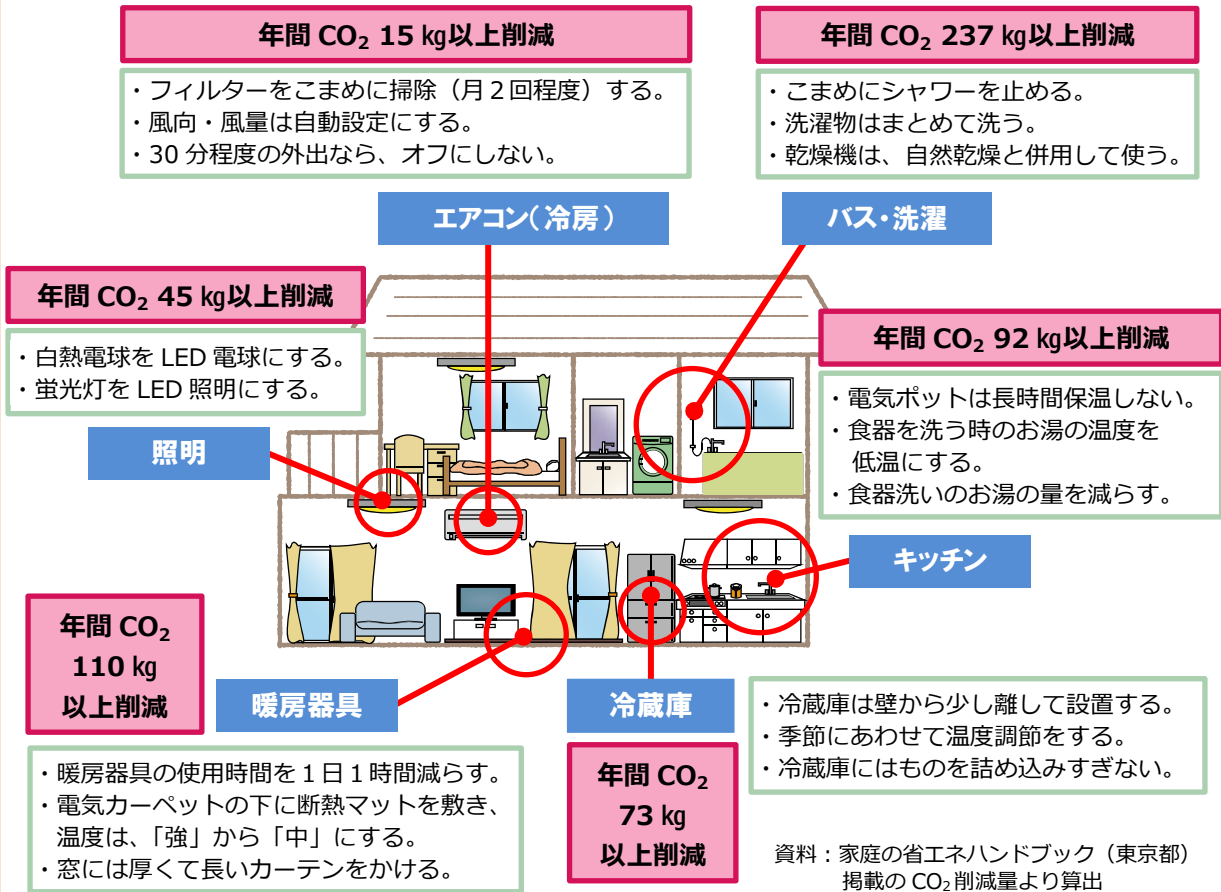
高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができるほか、台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができる等のメリットがあります。

資料：経済産業省



コラム

まだまだできる CO₂削減行動



■ 10年後の坂戸市の姿

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲る等4R^{▶①}の消費行動が定着しています。

家庭や事業所では食品ロスを減らす取組が広がり、燃やせるごみの量が減っています。

資源やエネルギーが再生利用、循環利用される仕組みが整っており、循環経済への移行が進んでいます。

自然景観や特産物等地域資源を活用した観光業や産業が、地域の経済活動の一翼を担っています。

- ▶① 4R とは、リデュース（Reduce：ごみを減らす）、リユース（Reuse：再利用する）、リサイクル（Recycle：再資源化する）の3つのR（アール）である3Rに加え、リフューズ（Refuse： unnecessaryなものは買わない、断る）を加えた4つのR（アール）をいう。

関連する主なSDGs



■ 達成指標（KGI）

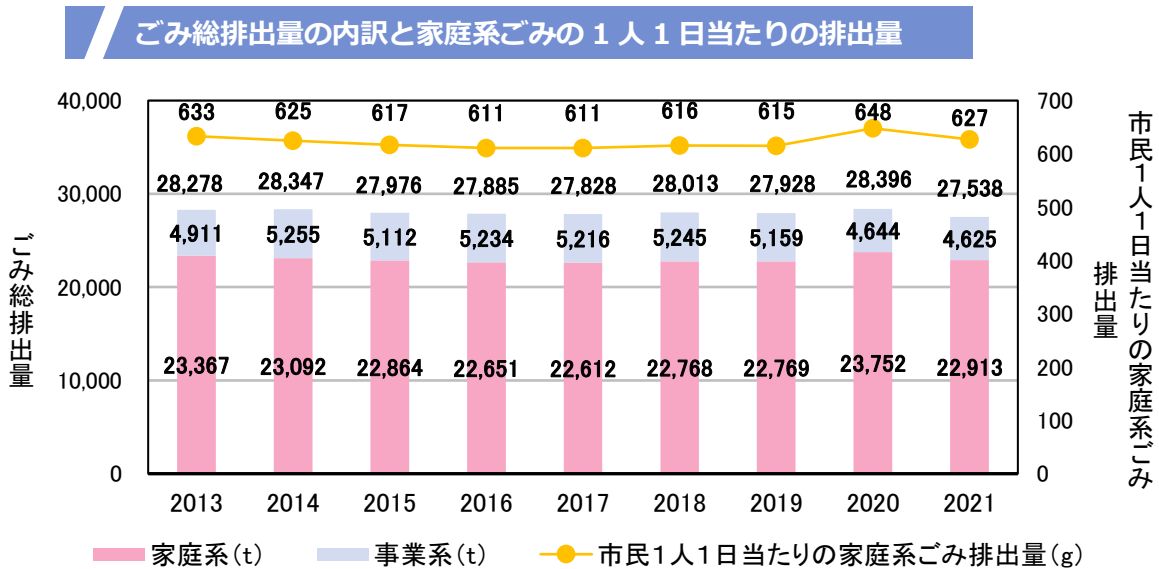
達成指標項目	現状	目標 (令和15(2033)年度)
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [※]	627g (令和3(2021)年度)	589g
事業系ごみ排出量 [※]	4,625t (令和3(2021)年度)	4,500t
リサイクル率 [※]	28.9% (令和3(2021)年度)	29%
生ごみを減らすために食材を使い きると答える市民の割合	66.2% (令和4(2022)年度)	83%

※ 「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」及び「リサイクル率」については、「第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕(令和3年3月策定)」の目標項目及び目標値をもとに算定しています。当該計画の目標値を変更した場合には、連動して目標値を変更します。

■ 坂戸市の現状 ～循環型社会分野～

○ 市内のごみ排出量の推移

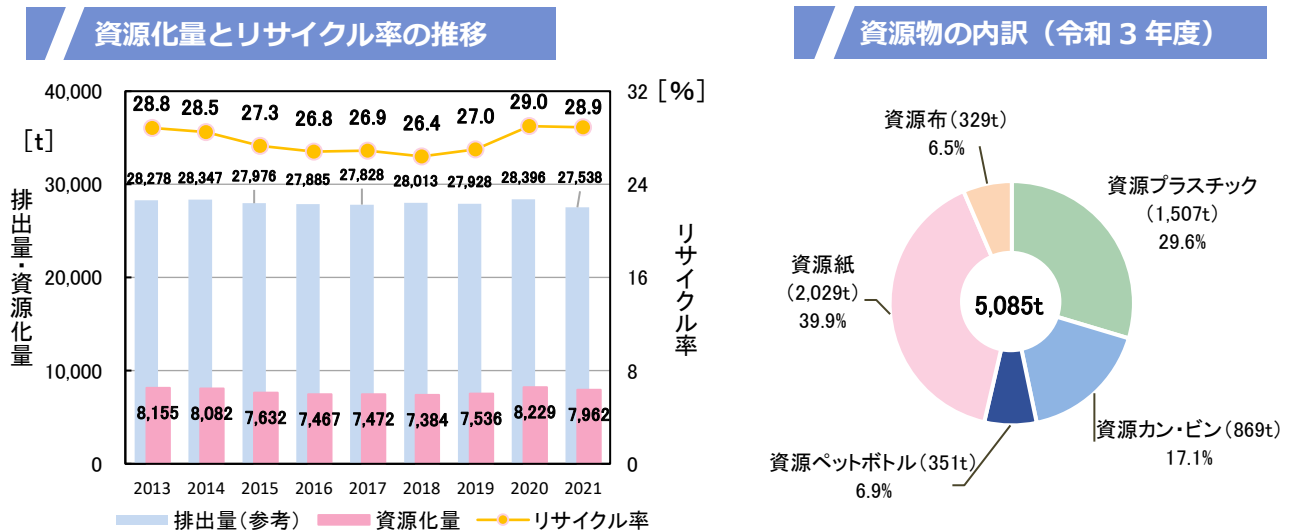
令和3（2021）年度のごみ総排出量は27,538t、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は627g となっています。平成25（2013）年度以降、家庭系ごみ排出量に大きな変化はなく、わずかながら増減を繰り返しています。



資料：坂戸市環境報告書（平成30年度版、令和4年度版）

○ リサイクル率

リサイクル率は、平成30（2018）年度まで緩やかな減少傾向を示していましたが、令和元（2019）年度以降は増加傾向を示しています。資源物の内訳は、割合の高い順に、資源紙（39.9%）、資源プラスチック（29.6%）、資源カン・ビン（17.1%）となっています。



※ 資源化量には、セメント原料となる焼却灰や粗大ごみ等から選別した鉄、アルミの再生利用分が含まれるため、資源物の総量と一致しません。

資料：坂戸市環境報告書（平成30年度版、令和4年度版）

■ 「施策の方向性」と「基本施策」

限りある資源を長く、大切に使い続けるため、大量生産、大量消費、大量廃棄という私たちの社会経済活動を根本から見直し、あらゆるものを資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していかなければなりません。そのため、生産・流通・消費の各段階において、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷の抑制や二酸化炭素排出量の削減に資する社会経済システムの実現が重要です。

今後は、4Rの普及や食品ロス削減、プラスチック使用の削減等により、既存資源の有効活用を推進し、循環経済への移行に取り組むことで、ほぼ横ばい傾向にある市域からのごみの総排出量及び市民1人当たりのごみ排出量の削減を図ります。また、地球温暖化対策の側面からも、ごみの減量に取り組めます。

方向性2-1 4Rによる資源の有効活用を推進します

4Rについて情報を積極的に発信することにより、資源循環に配慮した事業活動や環境に配慮した消費行動を促します。また、食品ロス問題やプラスチック使用削減について周知に努め、資源の有効活用へつなげるとともに、循環経済への転換に向けた取組を進めます。

○ 基本施策2-1 (1) 4Rの普及、推進

	施策	主な担当課
①	広報紙やホームページ、パンフレット等を活用するとともに、環境教育プログラムや環境学習・講座等を通じて、4Rの普及啓発を推進します。	廃棄物対策課
②	家庭用生ごみ処理器等購入費補助を通じて、生ごみの減量化を促進します。	廃棄物対策課
③	坂戸市エコショップ認定制度 ^{▶①} を通じて、事業者にはリサイクル等への積極的な取組を推進し、消費者へは認定ショップの利用による環境に配慮した消費行動の普及を図ります。	廃棄物対策課
④	資源物等の適切な分別の普及に努めるとともに、資源化及び再生利用を更に推進し、リサイクル率の向上を図ります。	廃棄物対策課 西清掃センター
⑤	資源とごみの分別マニュアルをはじめ、外国語版家庭ごみ・資源物簡易マニュアル、坂戸ごみ分別アプリ等の活用により、適正な分別の徹底を図ります。	廃棄物対策課
⑥	循環経済の意義について周知するとともに、環境に配慮した消費行動を呼びかけます。	廃棄物対策課 環境政策課
⑦	子育て世帯向けリユース品の無料受入・無償譲渡を実施するとともに、戸別収集や処理施設に直接搬入された家具等を選別し、販売を行います。	西清掃センター

○ 基本施策2-1 (2) 食品ロス削減の推進

施策		主な担当課
①	食べきり運動やてまえどり ^{▶②} 等の行動の啓発に努めるとともに、習慣化を促進します。	廃棄物対策課
②	事業所や農家等と連携した食品ロス削減に向けた仕組みづくりについて、研究を進めます。	廃棄物対策課 商工労政課（ほか）
③	フードドライブ ^{▶③} やフードバンク ^{▶④} への寄付を呼び掛ける等食品廃棄物の発生抑制の啓発に努めます。	廃棄物対策課 福祉総務課（ほか）
④	食品ロス削減につながる環境教育・食育を進めます。	廃棄物対策課 学校教育課
⑤	彩の国エコぐるめ事業 ^{▶⑤} への参加促進、事業所と連携したキャンペーン等を通じて、食品ロス削減への意識の醸成、普及・啓発を図ります。	廃棄物対策課 商工労政課

○ 基本施策2-1 (3) プラスチック使用削減の推進

施策		主な担当課
①	製品プラスチック ^{▶⑥} 等の有効活用について、国・県の動向の把握に努めるとともに、製品プラスチックの回収を進めます。	廃棄物対策課
②	事業者に対し、使い捨てプラスチックの使用等削減に向けた情報発信を行い、排出抑制を促します。	廃棄物対策課 商工労政課

- ▶① 坂戸市エコショップ認定制度とは、消費者、事業者や行政が一体となり環境保全、ごみ減量及びリサイクルの一層の推進を図るため、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む市内の主として物品、食料品の小売店を認定し、広く市民に周知する制度をいう。
- ▶② てまえどりとは、商品棚の手前の方にある、賞味期限・消費期限の近いものから商品を選ぶことをいう。
- ▶③ フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動をいう。
- ▶④ フードバンクとは、包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動をいう。
- ▶⑤ 彩の国エコぐるめ事業とは、客の要望に沿った量での提供、食べ残しをしなかった場合の割引や特典の付与、食べきりの呼び掛け、食料品の量り売り・ばら売り等食品ロスや食品廃棄物を減らす取組を実施する事業者を埼玉県が登録する制度をいう。
- ▶⑥ 製品プラスチックとは、容器包装プラスチックやペットボトル等と異なり、プラスチック製のハンガー、定規、バケツ等製品そのものがプラスチック製のものをいう。従来、プラスチック製容器包装は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律により、分別収集、リサイクルが進められていたが、プラスチック製廃棄物の更なるリサイクル等を進めるため、令和3(2021)年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定され、プラスチック製の製品についてもリサイクルを可能とした仕組みが設けられている。

方向性2-2 環境に配慮したごみ処理体制を推進します

環境に与える影響を低減するため、収集時間や収集ルート等の収集運搬方法の合理化とともに、ごみの処理施設の適切な運営に努めます。

また、廃棄物を有効活用するため、再資源化に努めます。

○ 基本施策2-2（1）適正な収集・処理体制の整備、充実

	施策	主な担当課
①	ごみの収集運搬作業の効率を高めるため、収集時間や収集ルート等の収集運搬方法の合理化を進めます。	廃棄物対策課 西清掃センター
②	ごみ処理施設の適切な維持管理を行い、良好な環境の維持に努めるとともに、広域化も視野に入れて検討を進めます。	西清掃センター 廃棄物対策課
③	ごみを焼却する際に発生する熱を有効利用する等、省資源・省エネルギー型の施設運営を推進します。	西清掃センター

○ 基本施策2-2（2）廃棄物の再資源化の推進

	施策	主な担当課
①	ごみの焼却に伴い発生した焼却灰等のリサイクルを継続します。	西清掃センター
②	粗大ごみ等に含まれる有価物を回収し、再資源化に努めます。	西清掃センター
③	し尿処理等を含む下水処理の過程で発生する汚泥のリサイクルを継続します。	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 坂戸地区衛生組合
④	事業所から発生する食品廃棄物等のリサイクルの啓発に努めます。	廃棄物対策課

■ 施策指標（KPI）

施策指標項目	現状 (令和3(2021)年度)	目標 (令和15(2033)年度)
生ごみ処理器の補助件数(総数)	5,860基	6,660基
廃棄物における厨芥類 ^{▶①} の割合 (湿物基準)	34.49%	30%
年間排出量に対する資源物の割合	18.5%	20%
事業所と連携したキャンペーン等の実施回数	年1回	年2回以上

▶① 厨芥類とは、家庭や飲食店、青果市場等の事業所から出る野菜くず、食べ残し等の生ごみをいう。

■ 市民・事業者の役割 ～循環型社会分野～

市民

- すぐにごみになるもの、資源化しにくいものの購入を控えるとともに、使い捨て商品ではなく、繰り返し使える商品を選びます。
- ごみ分別アプリ等を積極的に活用し、資源物をごみにしないようごみ出しルールを守ります。
- マイバッグやマイボトルを持参し、レジ袋や使い捨てプラスチックは受け取りません。
- 食べ残し等が発生しないよう、食材の使いきり、食べきりを心がけるとともに、食品の適切な量の購入に努めます。
- 生ごみを出す場合は、水分を良く切り、ごみの減量を進めます。

事業者

- 埼玉県彩の国エコぐるめ協力店への登録をはじめ、坂戸市エコショップ認定制度、食品ロス削減キャンペーン等へ積極的に参加します。
- 製品設計の際は、製品に使用する材料をできるだけ減らす、再生利用が容易な材料を使用する等、ごみの減量化や再資源化を進めます。
- 簡易包装、レジ袋の削減、量り売り等により事業活動におけるごみの発生抑制や使い捨てプラスチックの使用削減に取り組みます。
- 資源化できるごみの分別を徹底するなど、ごみ排出量を減らします。

■ 10年後の坂戸市の姿

清流として知られる高麗川や入間川の支流である越辺川と、これらに流入する4つの河川からもたらされた水辺空間や優良な水田・畑は、現状と変わらず豊かな景観を織りなしています。また、滝不動等からは豊富に水が湧き、健全な水循環が保たれています。

城山等のまとまった樹林地、浅羽ビオトープ等の水辺は、生物多様性の保全の基盤として維持され、多くの在来種が観察できます。また、人々が自然と触れ合える場として、暮らしに潤いを与えています。

まちなかの緑地や公園は、適切に整備され、まちと調和した景観を織りなしています。

関連する主な SDGs



■ 達成指標 (KGI)

達成指標項目	現状	目標 (令和15 (2033) 年度)
公共用水域 (河川) の環境基準の達成 ^{※1}	一部未測定 ^{※2} (令和3 (2021) 年度)	達成
まちなかのみどりの豊かさに満足 と答えた市民の割合	42.3% (令和4 (2022) 年度)	43%
自然や生きものの豊かさに満足と 答えた市民の割合	48.5% (令和4 (2022) 年度)	50%

※1 「公共用水域 (河川) の環境基準の達成」については、環境基準が定められた河川 (越辺川、高麗川) の水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌数をいいます。

※2 令和3 (2021) 年度までは、大腸菌群数を環境基準としていたため、大腸菌数は測定していません。

■ 坂戸市の現状 ～自然・みどり、生物多様性分野～

○ 市内の公園・緑地

千代田公園、芦山公園をはじめとした都市公園等の総数は 126 箇所、総面積は 456,138 m²となっています。また、本市では、民有地を借り上げたレクリエーション施設等を開設しており、これらを含めた公園総面積は、人口 1 人当たり 6.32 m²/人となり、県が公表した市町村別公園整備状況（平成 31（2019）年 3 月 31 日現在）による埼玉県全域の人口 1 人当たり 6.96 m²/人を若干下回る状況です。

しかし、市民意識調査において、約半数の市民がまちなかのみどりの豊かさを感じており、その要因として、高麗川等堤防上の遊歩道沿いの緑地や北坂戸地区等の団地周辺の樹木、社寺林や屋敷林が多いこと等が考えられます。

○ 河川における水質の状況

市内を流れる 6 河川においては、高麗川 3 地点、越辺川 3 地点、葛川 3 地点、飯盛川 3 地点、谷治川 1 地点、大谷川 2 地点の計 15 地点で、毎年水質調査を実施し、水質汚濁の状況把握に努めています。令和 3（2021）年度調査では、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）のいずれの項目も、環境基準を達成していますが、環境基準が定められている高麗川、越辺川における大腸菌群数は、令和 3（2021）年度、全地点で環境基準を達成していません。なお、大腸菌群数は、自然由来の細菌も検出されたこと等から、環境基準が令和 4（2022）年度から大腸菌数に変更されており、今後の調査結果を注視する必要があります。

また、市内を流れる河川でも、降雨時に流量がすぐに増える等の都市型河川の特徴を有しており、広域的な水循環を確保することも必要となっています。

○ 市内の希少な生きものと外来種 ▶コラム P54

本市では、環境学館いずみで多くの観察会や講座が開かれ、市内各所で希少な生物種が多数確認されています。また、「埼玉県レッドデータブック 2005」では県の希少な群落の一つとされた「滝不動湧水斜面の山地性植物群落」や、「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」では希少な植物群落として、ミクリ群落、ミズオトギリ群落、ステゴビル群落等が記載されています。加えて、環境団体による自然観察が実施されており、城山については、埼玉県のレッドリストに指定されている危惧種及び準危惧種が 100 種程度確認されたという報告もあります。こういった希少種の豊富さは、城山をはじめとした里山の自然や河川由来の湧水の豊かさからもたらされたと考えられます。

一方におきましては、アライグマやオオキンケイギクをはじめとした外来種の定着も確認されており、新たな外来種の定着も懸念される状況にありますことから、希少な生きものや生物多様性の保全を図る観点から、これらの発生の把握に努めるとともに駆除活動等も進める必要があります。

■ 「施策の方向性」と「基本施策」

樹林地、水辺、農地等は、空気の浄化や水源かん養の機能を有し、動植物の生息・生育空間としての役割を担うほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象▶❶の対策にもつながることから、私たちの暮らしには欠かせません。

本市では、これまでも高麗川や城山といった貴重な地域資源の保全やまちなかの緑化について積極的に推進してきました。市民意識調査では、自然に対する満足度は高いものの、10年前と比べて減ったという声も多いことから、継続的な自然環境の保全に加えて、更なるみどりの創出に取り組んでいきます。

また、動植物の生息・生育環境を保全することにより、希少な生きものの保護に取り組むほか、外来種の生態系等への被害防止に努めます。

- ▶❶ ヒートアイランド現象とは、郊外に比べ都市部ほど気温が高くなる現象をいい、緑地の減少に加えて舗装、建物等による地表面被覆の人工化、密集した建築物による風通しの阻害等都市形態の高密度化、建物、工場、自動車等の人工排熱の増加が主な要因といわれている。

方向性3-1 自然環境を保全し、みどりの創出を推進します

河川への生活排水の流入による汚染の防止を図るほか、水害リスクの軽減にもつながる雨水の地下浸透を促進する等良好な水環境と健全な水循環の保全に努めます。

また、多様な生きものの生息・生育空間ともなっている平地林・社寺林等まとまった緑地、農地、水辺の保全を図るとともに、公園をはじめとするまちなかのみどりの保全、創出を進めます。

○ 基本施策3-1 (1) 水辺空間の保全と水循環の再生

	施策	主な担当課
①	公共下水道の処理区域内においては、接続率の向上に努めるとともに、その他の区域については、合併処理浄化槽への転換や適切な維持管理を促し、排水処理の適正化と水質の向上を進めます。	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 環境政策課
②	公共事業や市内民間工事において、雨水の地中浸透施設の整備を促進します。	工事実施担当課 都市計画課
③	市民、ボランティア団体等の協力を得て、市内の湧水調査を実施するとともに、その保全策の検討を進めます。	環境政策課
④	雨水の地下浸透等水循環の重要性について普及啓発を進めます。	環境政策課
⑤	国、県と連携し、ボランティア団体等とともに、高麗川の水辺空間の保全に努めます。	道路河川課 環境政策課
⑥	荒川流域市町との連携により、高麗川を含む水資源の保全と健全な水循環の確保に努めます。	道路河川課 環境政策課

○ 基本施策3-1 (2) まちなかのみどりの保全、創出

施策		主な担当課
①	市民緑地制度▶ ^① 、生産緑地制度▶ ^② 等の活用により、まちなかのみどりの保全、創出を促します。	環境政策課 都市計画課 (ほか)
②	市民花壇▶ ^③ 、オープンガーデン▶ ^④ 等の市民参加による緑化活動の推進に努めます。	環境政策課
③	大規模な工場・事業所等における屋上緑化や壁面緑化を含めた敷地内緑化を促進します。	環境政策課
④	安全・安心に配慮した公園づくりを進めるとともに、みどりの保全に努めます。	維持管理課

○ 基本施策3-1 (3) 農地、里山環境の維持、保全

施策		主な担当課
①	優良農地の保全に努めるとともに、集団農地のほ場整備▶ ^⑤ を進めます。	農業振興課 農業委員会
②	化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減と生態系に配慮した環境保全型農業を推進します。	農業振興課
③	保存樹木の指定継続による社寺林、平地林の維持・保全に努めます。	環境政策課
④	城山周辺の樹林地の保全を図るため、公有地化に努め、「城山の森」の維持管理を進めます。	環境政策課

- ▶^① 市民緑地制度とは、都市緑地法第 60 条の規定に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度をいう。
- ▶^② 生産緑地制度とは、生産緑地法第 3 条の規定に基づき、都市農地を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的として、農地等の所有者の申し出に基づき、都市計画に生産緑地地区を定める制度をいう。
- ▶^③ 市民花壇とは、花いっぱい運動の一環として、公有地を活用し、市民ボランティアが管理する花壇をいう。
- ▶^④ オープンガーデンとは、イギリスが発祥といわれており、個人の庭や花壇を一般に公開することをいう。
- ▶^⑤ ほ場整備とは、不整形な農地の区画を整形することにより、生産性の高い農地に作り変える事業をいう。

方向性3-2 生物多様性の保全を推進します

自然観察講座等を通じて生物多様性▶コラム P53の重要性について啓発するとともに、動植物の生息・生育環境を保全することにより、現存する希少な生きものの保護に取り組みます。また、外来種の生息・生育状況の把握に努め、情報提供を行うとともに、特定外来生物▶コラム P54の駆除活動に取り組みます。

○ 基本施策3-2（1）生物多様性の保全と普及啓発の推進

施策	主な担当課
① 市民参加による「生きもの環境調査」により、市内の動植物の生息・生育の実態把握を進めます。	環境学館いずみ 環境政策課
② 生物多様性に影響を与える開発行為等に対し、適切な環境保全対策を促します。	環境政策課
③ 生物多様性の重要性及び「自然共生サイト▶①」について、普及啓発に努めます。	環境学館いずみ 環境政策課
④ 特定外来生物の市内での発生の把握に努め、情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、駆除活動に取り組みます。	環境政策課
⑤ 特定外来生物であるアライグマの駆除活動を継続実施します。	環境政策課
⑥ 生態系へ影響のないよう外来種等の終生飼養や駆除の啓発活動に努めます。	環境政策課

○ 基本施策3-2（2）動植物の生息・生育環境の保全

施策	主な担当課
① 樹林地、農地、水辺空間等を生態系保全のための重要拠点として位置づけ、保全のための適切な維持管理を促進します。	環境政策課 農業振興課（ほか）
② 河川・水路等の改修に当たっては、水害対策を優先しつつ、動植物の生息・生育環境や景観に配慮した整備に努めます。	道路河川課 維持管理課（ほか）
③ エコロジカル・ネットワーク▶②の形成に向け、国、県及び関係団体等との連携による環境保全対策を検討します。	環境政策課

▶① 自然共生サイトとは、令和5年4月から開始された制度で、ナショナルトラスト▶③、屋敷林、社寺林、緑道、河川敷等「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域をいう。

▶② エコロジカル・ネットワークとは、複数ある生きものの生息空間がそれぞれ孤立せず、生きものが自由に生息空間を行き来できるような状態をいう。

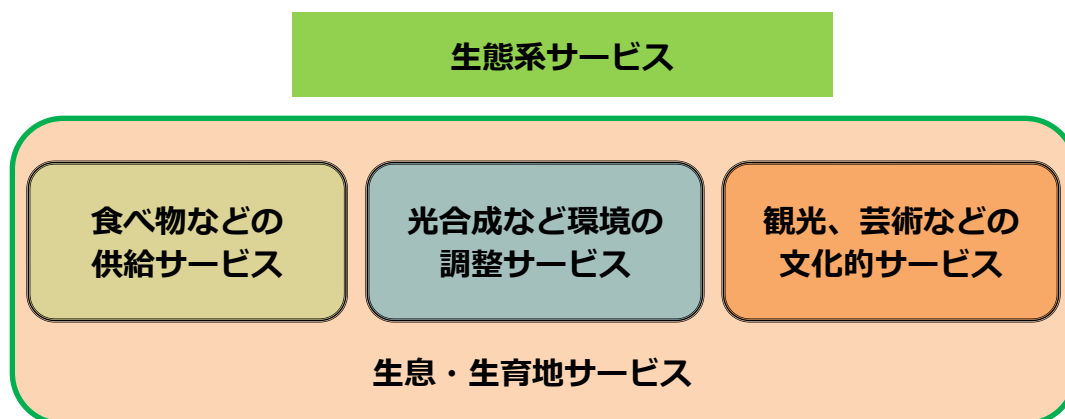
▶③ ナショナルトラストとは、市民が自分たちのお金で身近な自然や歴史的な環境を買い取って守るなどにより次の世代に残す運動をいう。

コラム

生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいいます。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つ一つに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるといわれています。

人間の生活は、生物から得られる恵みによって支えられています。食料・木材・燃料・薬品などの物質的な恩恵や、植物の光合成に伴う二酸化炭素の吸収・酸素の放出など環境の調整機能、生物との触れ合いによる癒しの効果といった精神的な恩恵等、多くの恵みを生物から得ています。また、これら生物の生息・生育環境を提供し、生物の進化を支える遺伝的な多様性等の基盤も重要です。そして、これらの恵みを、生態系が行っている人間へのサービスとして捉えた概念が「生態系サービス」です。



生物多様性を保全することは、生物の生息できる場所や存在を守ることを通して、生態系サービスの維持につながります。生物が生きられる環境を守ることが人間の暮らしやその基盤を守り、安全で豊かな生活を持続的に維持していく上で非常に大切です。

「地元で採れたものを食べ、旬なものを味わいます」、「自然の中に出かけ、動物園、水族館、植物園等を訪ね、自然や生きものに触れます」、「自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真、絵、文章等で伝えます」、「生きものや自然、人や文化との『つながり』を守るため、地域や全国の活動に参加します」、「エコラベル等の付いた環境に優しい商品を選んで買います」といった身近なところから行動することが、生物多様性を守り、私たちの暮らしを守ることにつながります。

「外来種」とは、カミツキガメのようにもともとその地域にいなかった生物が、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のことを指し、海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）だけでなく、国内のもともといなかった地域に持ち込まれた生物（国内由来の外来種）も外来種になります。

「特定外来生物」とは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」）に基づき、国外由来の外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されたもので、令和5年6月現在、アライグマ、カミツキガメ、ヒアリ、クビアカツヤカミキリ、セアカゴケグモ、オオキンケイギク等157種が指定されています。

特定外来生物は、原則として輸入、放出、飼養、譲渡が禁止されています。



アライグマ



オオキンケイギク



セアカゴケグモ



カミツキガメ

環境省提供 (<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>)

■ 施策指標 (KPI)

施策指標項目	現状	目標 (令和15 (2033) 年度)
合併処理浄化槽への転換件数	31件/年 (令和3 (2021) 年度)	50件/年
オープンガーデン参加者数	19人 (令和3 (2021) 年度)	30人
アライグマ捕獲従事者証取得者数	107人 (令和4 (2022) 年度)	180人

■ 市民・事業者の役割 ～自然・みどり、生物多様性分野～

市民

- 適正な排水処理について理解し、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換及び適切な維持管理に努めます。
- 節水や雨水の再利用等水資源の有効利用について理解し、実践します。
- 市民花壇等、市民参加型の緑化活動に進んで参加します。
- 特定外来生物の駆除活動や地域の環境保全活動に進んで参加します。
- アメリカザリガニ等の条件付特定外来生物^{▶①}は終生飼育を行います。
- 「生きもの環境調査」に進んで参加します。

事業者

- 植栽、グリーンカーテンの設置や壁面緑化、屋上緑化等、敷地内の緑化を推進します。
- 雨水貯留施設の設置を検討し、導入に努めます。
- 農業従事者においては、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減及び生態系に配慮した持続的な農業への理解・実践に努めます。
- 地域の緑化活動へ積極的に参加します。
- 地域の水辺・緑地空間の大切さを理解し、従業員等の環境への意識を高めます。

▶① 条件付特定外来生物とは、外来生物法に基づき、特定外来生物に指定された生物のうち、規制の一部（飼育等の規制）を当分の間適用除外とする生きものをいい、現行、アメリカザリガニ、アカミミガメが対象とされている。

■ 10年後の坂戸市の姿

空気や水がきれいと感じられ、不快なまちなかの騒音が少なく、暮らしに安心を与え、有害化学物質等を心配することなく、健康に暮らせています。また、ごみのポイ捨てや不法投棄のない美しいまちが維持されています。

大雨による都市型水害等の災害に備えて、適切な情報が速やかに行きわたり、すべての人々がどのように行動すべきか理解しています。

気温が高くなる日は、熱中症に備えた行動がとれるようになっています。

関連する主な SDGs



■ 達成指標 (KGI)

達成指標項目	現状	目標 (令和15 (2033) 年度)
大気、騒音、振動の環境基準の達成*	一部未達成 (令和3 (2021) 年度)	達成
10年前に比べまちがきれいになったと答える市民の割合	12% (令和4 (2022) 年度)	20%
熱中症救急搬送件数	102件/年 (令和4 (2022) 年度)	80件/年

※ 「大気環境基準項目」については、二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) を対象とします。

■ 坂戸市の現状 ～安全・安心分野～

○ 環境基準の達成状況

大気については、埼玉県の測定局が1か所（坂戸局：一般環境測定局、坂戸市芦山公園）設置され、大気汚染状況について常時監視測定が行われています。令和3（2021）年度の調査では、二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、短期的評価、長期的評価、ともに環境基準を達成しており、二酸化窒素（NO₂）については、長期的評価による環境基準を達成しています。なお、光化学スモッグの原因物質である大気中の炭化水素と窒素酸化物の光化学反応から二次的に生成され、刺激性をもつ光化学オキシダント（O_x）については、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数は472時間あり、短期的評価による環境基準を達成していない結果となっています。

騒音については、騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音常時監視調査を、平成25（2013）年度に県から引き継いで実施しており、評価対象路線の環境基準達成状況の把握に努めています。令和3（2021）年度の自動車騒音常時監視調査結果は、川越越生線の昼間において環境基準を達成できませんでしたが、坂戸停車場線、上伊草坂戸線の測定地点及び時間帯において、環境基準を達成しています。

なお、河川における水質の状況は、P.49のとおりです。

○ 生活環境の状況

地域の協力を得て、春・秋に地域美化活動を継続的に実施し、また、散歩時に清掃活動を行っている市民を見受けられる状況にありますが、市民意識調査では、10年前に比べ「ごみが落ちていない生活環境」は、「悪化している」と答えた市民が「良くなった」と答えた市民を上回る結果となっています。

公害・苦情受付件数は、全体として年々減少傾向を示していますが、日常生活の中での苦情が多い現状にあります。

また、不法投棄については、監視カメラの設置や定期的な巡回パトロールを実施するとともに、希望者への看板の配布を行うなど不法投棄の抑制に努めていますが、不法投棄の処分量は大きな減少につながっていません。

これら生活環境をより一層向上するためには、市民一人一人のマナーやモラルの向上を図るため、啓発活動を一層強化していく必要があります。

○ 気温の推移と熱中症搬送者数

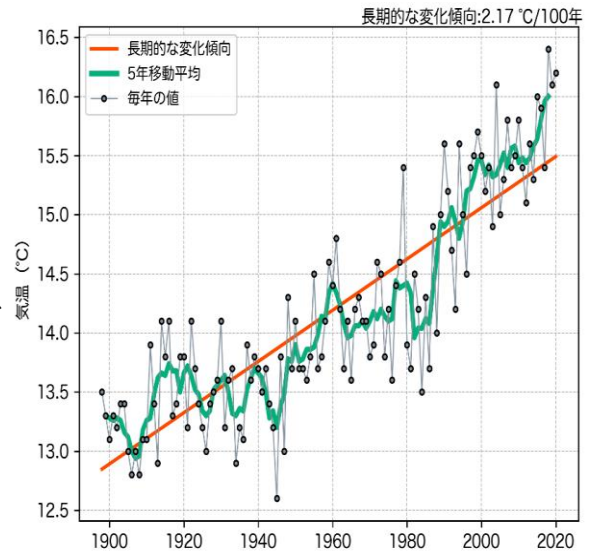
熊谷地方気象台の年平均気温は、100年当たりで約2.2℃上昇しており、日本の年平均気温の上昇（約1.2℃/100年）より高い状況となっています。年間の最高気温及び最低気温は、年間の最低気温の方が上昇量が大きく、1980年代後半から1990年代に急激に上昇した後、最近ではほぼ横ばいで推移しています。

真夏日、猛暑日、熱帯夜の日数は増加傾向に、冬日日数は減少傾向にあり、100年当たりで真夏日は21日増加、猛暑日は16.89日増加、熱帯夜は12.09日増加、冬日は39.14日減少となっています。猛暑日については、1970年ごろを境に傾向が変化しており、1970年ごろより前では5日前後であった日数が、現在は20日前後観測され、増加傾向が継続しています。

気温の上昇による暑熱環境の悪化に伴い、健康への影響も顕在化しています。埼玉県における熱中症による搬送者数は、平成22（2010）年以降特に増加しています。平成22（2010）年から平成29（2017）年まで3,000名前後で推移していましたが、平成30（2018）年には、6,000名を超えています。

- ※ **猛暑日**：日最高気温が35℃以上の日
- 真夏日**：日最高気温が30℃以上の日
- 熱帯夜**：夜間の最低気温が25℃以上の日
- 冬日**：日最低気温が0℃未満の日

熊谷地方気象台の年平均気温推移

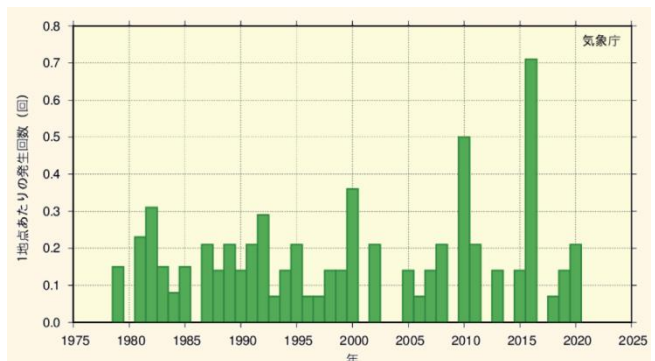


資料：埼玉県気候変動適応センター
出典：気象庁データ

○ 降水量の推移

埼玉県における年間降水量は、年による変動が大きく、一定の変化傾向は確認できません。滝のように降る雨（1時間降水量50mm以上）についても、年による変動が大きくなっており、有意な変化はみられませんが、最近10年間（平成23（2011）～令和2（2020）年）の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間（昭和54（1979）～昭和63（1988））年と比べて約1.1倍に増えています。一方、無降水日（日降水量1mm未満）が増加傾向にあり、熊谷市では100年当たりで約9日増加しています。

1時間降水量50mm以上の発生回数変化



資料：埼玉県の気候変動「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（熊谷地方気象台・東京管区気象台：令和4年3月）

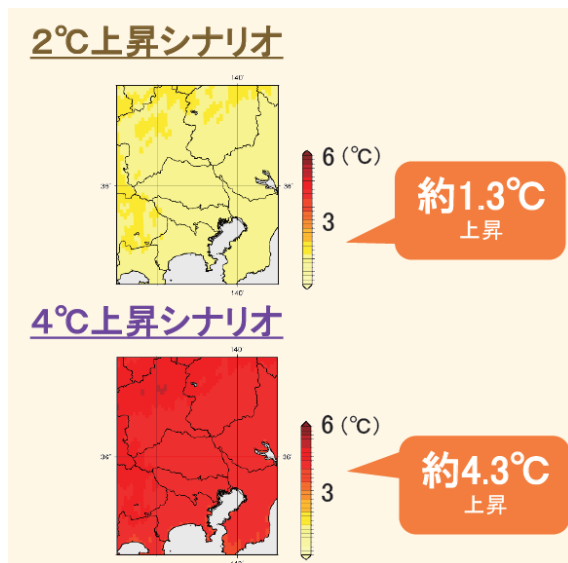
○ 気温・降水量等の将来予測

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書で用いられたシナリオを踏まえ、20世紀末（昭和55（1980）～平成11（1999）年の平均）と比較した21世紀末（2076～2095年の平均）の埼玉県と熊谷地方気象台の気候の予測結果が、パリ協定の2℃目標が達成された「2℃上昇シナリオ」と追加的な緩和策を取らなかった世界「4℃上昇シナリオ」として公表されています。

これによると、熊谷気象台では、年平均気温について、「2℃上昇シナリオ」では約1.3℃の上昇に留まりますが、「4℃上昇シナリオ」では約4.3℃の上昇が予測されています。また、猛暑日や熱帯夜について、「2℃上昇シナリオ」では猛暑日が9日程度、熱帯夜が13日程度増加すると予測され、「4℃上昇シナリオ」では猛暑日が36日程度、熱帯夜が61日程度と、大幅な増加が予測されています。

1時間降水量50mm以上（滝のように降る雨）の将来予測について「2℃上昇シナリオ」においては、予測の信頼性が低いため評価できないものの、「4℃上昇シナリオ」では約2.4倍に増加すると予測されています。

熊谷気象台の年平均気温の将来予測



熊谷気象台の猛暑日や熱帯夜等の将来予測

2℃上昇シナリオ		
猛暑日	9日程度増加	↑
真夏日	18日程度増加	↑
熱帯夜	13日程度増加	↑
冬日	17日程度減少	↓

4℃上昇シナリオ		
猛暑日	36日程度増加	↑
真夏日	60日程度増加	↑
熱帯夜	61日程度増加	↑
冬日	45日程度減少	↓

資料：埼玉県の気候変動「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（熊谷地方気象台・東京管区気象台；令和4年3月）

○ 気候変動の影響

市内で既に顕在化している又は将来生じることが予測されている気候変動の影響を「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」等を参考に、以下のように整理しました。

● 農業分野

本市は、主に水稻が盛んに行われ、野菜は少量多品目生産が特徴です。水稻は、近年、高温に強い品種の「彩のきずな」の生産量が増えています。また、令和元年東日本台風では、本市においても堰等の水利施設をはじめ農業用機械等に被害を受けました。

今後、気候変動の影響は増すものと予想され、それに対応した生産物の品種改良や変更、害虫の駆除等の対策が重要になるとともに、災害に強い施設改良及び発生した場合の迅速な対応を図れるように取り組む必要があります。

● 水環境・水資源分野

平成25(2013)年に発生した利根川水系での渇水により県営水道の受水に制限が行われました。県営水道の水源である利根川・荒川水系では渇水が頻発しており、これまで取水制限が数年に1度の頻度で発生しています。

今後、水需要の増加と渇水が重なった場合は、給水の不足が懸念されます。また、河川の水質変化は、現状確認されていませんが、温暖化に伴う水温上昇により、溶存酸素量(DO)等水質の悪化が予測されます。

● 自然生態系分野

近年市内においても温暖化の影響で生息域が広がっているとも指摘されているヌマカエルや南方系の昆虫、マルバツユクサ等の植物が見られるようになりました。また、県内では令和元年東日本台風による大量の降雨で山間地域等から土砂が流出し、魚類の生息に重要である河川の瀬や淵が失われ、従来漁場であった水域で遊漁等ができなくなっています。

今後、気温や水温上昇に伴い、南方系動植物の生息域の拡大、イワナ等の冷水性魚類の生息域の移動等生息魚類相にも変化が生じることが予測されます。

● 自然災害分野

令和元年東日本台風では、越辺川(川越市平塚新田地先)の堤防が約70mにわたり決壊し、市内東部で大規模な浸水被害が発生したほか、飯盛川の越辺川との合流地点及び葛川の高麗川との合流地点においても内水氾濫による浸水被害が発生し、350戸以上の家屋に被害がありました。

今世紀後半に向けて線状降水帯等の強雨は増加していくと予測されており、雨水幹線からの溢水等により、住宅等への浸水の多発が懸念されます。

● 健康分野

平成 29（2017）年から 5 年間の鳩山観測所における嚴重警戒日（暑さ指数（WBGT）▶❶ 28 以上）及び危険日（暑さ指数（WBGT）31 以上）の日数は、年により変動はあるものの、7 月が 11～28 日、8 月が 20～31 日と、非常に暑い日が続いている状況です。また、熱中症等の緊急搬送件数は 60 件を超える年も多く、今後の更なる気温上昇に伴い、熱中症等のリスクが高まり、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念されます。

● 国民生活・都市生活分野

都市部においては、気候変動による気温上昇にヒートアイランド現象による気温上昇が加わることで熱ストレスが増大し、暑さへの不快感、睡眠障害、屋外活動への影響等都市生活における快適さに影響を及ぼしています。また、教育現場では、熱中症の危険性が高いため、校庭での授業や水泳等の体育の授業が中止になる等影響が出ています。今後、熱中症等のリスクが更に高まることが予想されます。

- ▶❶ 暑さ指数（WBGT）とは、熱中症を予防することを目的とし、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射等周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標をいう。暑さ指数が28を超えると熱中症患者が著しく増加するとされる。

○ 市域における気候変動影響評価

埼玉県では、分野ごとに温暖化の影響を評価しています。埼玉県の影響評価結果から、本市において該当するものを抽出し、市域における気候変動の影響評価を整理しました。

影響評価結果の凡例

【重大性 (A-1)】 ●：特に重大な影響が認められる ◆：影響が認められる -：現状では評価できない
 【緊急性 (A-2)】 ●：高い ▲：中程度 □：低い -：現状では評価できない
 【総合評価 (B)】 ●：大きい ▲：中程度 □：低い -：現状では評価できない

分野	大項目	小項目	影響評価結果		
			現在および短期的な影響		長期的な影響
			重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価 (B)
農業 林業 水産業	農業	水稻	●	●	●
		野菜等	◆	●	□
		果樹	◆	●	▲
		麦、大豆、飼料作物等	◆	▲	▲
		畜産	◆	□	—
		病害虫、雑草等	◆	—	—
		農業生産基盤	●	●	●
		食料需給	—	—	▲
水環境 水資源	水環境	河川	◆	□	□
	水資源	水供給 (地表水)	◆	▲	□
		水供給 (地下水)	—	—	▲
		水需要	◆	□	□
自然 生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◆	●	—
		里地・里山生態系	—	—	—
		野生鳥獣の影響	◆	●	—
	淡水生態系	河川	◆	▲	▲
	その他	生物季節	◆	●	□
		分布・個体群の変動 (在来)	—	—	□
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	—	—	—
自然災害	河川	洪水	●	●	●
		内水	●	●	●
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●
	その他	強風等	●	▲	▲
健康	暑熱	死亡リスク等	●	●	●
		熱中症等	●	●	●
	感染症	節足動物媒介感染症	◆	▲	●
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響 (光化学オキシダント濃度の上昇)	—	—	—
		脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	●
国民生活 都市生活	製造業	—	◆	—	
	インフラ・ライフライン	水道・交通等	●	▲	●
	文化・歴史等を 感じる暮らし	生物季節	◆	●	□
		伝統行事・地場産業等	◆	—	—
	その他	暑熱による生活への影響	●	●	●

■ 「施策の方向性」と「基本施策」

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取組を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施します。

また、近年の気候変動がもたらす風水害をはじめとした自然災害は、市民の安全で安心な暮らしを脅かすことが懸念されることから、従来の緩和策に加えて適応策の強化を図り、環境面からも強靱なまちづくりを進めます。

方向性4-1 公害のないまちづくりを推進します

法令に基づく事業所・工場等への監視及び指導を継続していくとともに、都市・生活型公害の防止についても取り組みます。

○ 基本施策4-1（1）公害防止対策の推進

	施策	主な担当課
①	事業所・工場等に対し、自主的な環境負荷の低減に向けた情報の提供を図り、公害対策を推進します。	環境政策課
②	違法な野外焼却（野焼き）の防止の徹底を図ります。	環境政策課
③	騒音・振動・悪臭等の生活型公害の低減に向け、情報発信を進めます。	環境政策課
④	県や周辺の地方公共団体等と連携して水質保全対策に取り組みます。	環境政策課
⑤	関係機関と連携しながら計画的な道路の補修や整備を実施し、騒音・振動の発生抑制を図ります。	維持管理課 道路河川課（ほか）

○ 基本施策4-1（2）継続的な監視、測定の実施

	施策	主な担当課
①	事業所・工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、継続的な監視や適切な助言を行います。	環境政策課
②	大気、水質、道路交通の騒音、有害化学物質等の継続的な監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境政策課

方向性4-2 快適な生活環境の整備を促進します

より魅力的で快適な生活環境を目指し、まちの美化に対する市民・事業者のモラルの向上に努めるとともに、地域の特色を活かした景観づくりを推進します。

○ 基本施策4-2 (1) まちの美化、不法投棄対策の推進

施策		主な担当課
①	タバコやごみのポイ捨て防止及び持ち帰りの啓発活動を推進するとともに、海洋プラスチックごみ問題の周知に努め、マナーやモラルの向上を図ります。	環境政策課
②	市民参加による地域美化清掃活動や自主的な環境美化活動を促進します。	環境政策課
③	犬のフンの持ち帰りや猫の室内飼養等ペットの飼育マナーを啓発するとともに、ボランティア団体や県等との協力・連携により、犬の適正使用や飼い主のいない猫対策に努めます。	環境政策課
④	空き家・空き地の所有者に対し、雑草、枯れ草の除去等の適正な管理を指導します。	環境政策課 住宅政策課
⑤	不法投棄等の違法行為の防止に向け、監視・指導体制の強化を図るとともに、啓発活動を継続して実施します。	環境政策課

○ 基本施策4-2 (2) まちなみ景観の維持、向上

施策		主な担当課
①	まちなみ景観に配慮した公共施設の整備を推進します。	各施設の主管課
②	県条例や各種制度を活用して、都市景観の形成誘導に努めます。	都市計画課 環境政策課
③	街路樹の植栽等景観に配慮した道路整備に努めるとともに、街路樹等の適切な管理を行います。	道路河川課 維持管理課

方向性4-3 気候変動適応策を推進します

気候変動に伴う影響への備えとして、大雨、台風による河川や内水氾濫等の都市型水害対策、ヒートアイランド現象を抑制するための遮熱対策及び緑化、熱中症・感染症予防対策等について、国・県及び周辺の地方公共団体と連携し推進します。

また、適応策と緩和策の両側面を持つ再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーションシステム等を活用して、災害時でも使用できるエネルギーシステムを確保するとともに、市民や事業者の気候変動適応策に対する防災意識の醸成や連携に努めます。

○ 基本施策4-3 (1) 気候変動に適応したまちづくりの推進

	施策	主な担当課
①	避難所等として指定した公共施設において、太陽光発電システムの導入を優先的に進めるとともに、コージェネレーションシステム、電気自動車（EV）、蓄電池等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めます。(再掲)	施設管理課 各施設の主管課
②	災害発生時における各種ライフラインや交通網を確保するため、関係機関等と連携を図ります。	防災安全課 道路河川課 ほか
③	坂戸市防災アプリ等の活用により、災害情報や避難情報を発信します。	防災安全課
④	関係機関と連携し、高温化にも強い栽培品種、栽培方法等について情報発信を行います。	農業振興課
⑤	排水施設や公共下水道の適切な管理を行うなどにより、雨水対策に努めます。	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 道路河川課 ほか
⑥	関係機関の協力を得て、越辺川、高麗川等の総合的な治水対策を推進します。	道路河川課 防災安全課

○ 基本施策4-3（2）健康被害対策の推進

	施策	主な担当課
①	屋上・壁面の緑化、グリーンカーテン ^{▶①} の普及、打ち水等、ヒートアイランド現象の緩和策の普及、啓発に努めます。	環境政策課
②	熱中症の発生を抑制するため、救命講習、ホームページ等を通じて注意喚起を進めます。	市民健康センター 坂戸・鶴ヶ島消防組合
③	デング熱等の動物由来感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑止に努めます。	市民健康センター
④	埼玉県気候変動適応センター ^{▶②} 等と連携し、気候変動に関する情報を発信します。	環境政策課
⑤	埼玉県が進める熱中症予防のための「まちのクールオアシス ^{▶③} 」の協力施設の拡大に向け、啓発を図ります。	市民健康センター

- ▶① グリーンカーテンとは、夏の強い日差しを和らげ、室内の温度上昇を抑えるため、アサガオやヘチマ等のつる性の植物により建物の窓や壁を覆うことをいう。
- ▶② 埼玉県気候変動適応センターとは、埼玉県における気候変動の適応策の推進と気候変動の研究を行う機関で、県内の気象データや影響情報等気候変動適応策の情報の収集や情報提供を行っている。
- ▶③ まちのクールオアシスとは、埼玉県が熱中症予防対策の一環として実施する事業に賛同する公共施設や事業所等で、外出時の一時休息所の設置や熱中症情報発信拠点となる施設のことをいう。

■ 施策指標（KPI）

施策指標項目	現状	目標 (令和15(2033)年度)
公害等苦情件数	44件/年 (令和3(2021)年度)	20件/年
不法投棄処分量	3,360kg/年 (令和3(2021)年度)	1,700kg/年
まちのクールオアシス協力施設数	118施設 (令和4(2022)年度)	150施設
坂戸市防災アプリの登録者数	5,579人 (令和5(2023)年度)	10,000人

■ 市民・事業者の役割 ～安全・安心分野～

市民

- 暮らしの中から生じる騒音の防止等近隣に配慮した生活を心がけます。
- 地域の清掃活動に進んで参加します。
- 本市が実施する「ごみのポイ捨て、不法投棄」防止対策に協力します。
- 日差しを遮るすだれやグリーンカーテンの設置、打ち水等を実践し、ヒートアイランド現象の緩和に貢献します。
- 熱中症警戒アラート^{▶①}の確認等熱中症予防に努めます。
- 防災マップ等により、想定被害や居住地の危険度を把握するとともに、食料や水等の備蓄、適切な避難行動が取れるように備えます。

事業者

- 環境法令を遵守するとともに、事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭等の環境負荷低減について自主的な対策に努めます。
- 周辺住民等から苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に努めます。
- 地域の清掃活動に積極的に参加します。
- 職場における熱中症予防に努めるとともに、県が実施するまちのクールオアシス事業に協力します。
- 防災マップ等により、想定被害や事業場の危険度を把握するとともに、食料や水等の備蓄、適切な避難行動が取れるように備えます。
- 災害時において、帰宅困難者の受け入れを協力して行います。

▶① 熱中症警戒アラートとは、熱中症の危険性が極めて高くなると予想された際に危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行為を促すための情報をいう。暑さ指数（WBGT）の値が33以上と予想された場合、気象庁の予報区単位（一部を除き都道府県単位）で発表される。

10年後の坂戸市の姿

家庭や学校、職場を始め、様々な場面で、子どもと大人が一緒になって環境を学び、環境にやさしい暮らしや事業活動を実践しています。

環境に関する情報の受発信は活性化しており、環境に興味を持ったどの世代の誰もが気軽に参加できる環境保全活動がたくさんあります。

市民・事業者・行政のそれぞれが、自分の役割を率先して担い、協働による環境保全活動が継続していく仕組みが構築されています。

関連する主なSDGs



達成指標 (KGI)

達成指標項目	現状 (令和4 (2022) 年度)	目標 (令和15 (2033) 年度)
環境に関する学習講座等の参加割合	2.2%	20%
埼玉県環境アドバイザー等*の人数	2人	10人

※ ここでいう「埼玉県環境アドバイザー等」とは、埼玉県環境アドバイザー^{▶①}及び埼玉県地球温暖化防止活動推進員^{▶②}のことを指します。

- ▶① 埼玉県環境アドバイザーとは、豊富な経験や知識を有し、地域での環境保全活動や環境学習等に対して指導及び助言等を行う方として埼玉県が登録した人をいう。
- ▶② 埼玉県地球温暖化防止活動推進員とは、地球温暖化対策の推進に関する法律第37条第1項の規定に基づき、地球温暖化防止の取組を進める者として知事が委嘱した人をいう。

■ 坂戸市の現状 ～環境教育・学習、情報発信分野～

○ 環境学習講座等の実施状況

本市では、小・中学校、教育委員会と連携して「坂戸市環境教育プログラム」を実践しています。環境学館いずみでは小・中学校の総合的な学習の時間等を活用した環境教育を、令和3（2021）年度は17回実施し、延べ893人が受講しています。また、幼児から大人まで幅広い世代を対象とし、自然環境、ごみ減量、リサイクル、地球環境等に関する各種イベントや事業を展開し、体験や学習を通して環境保全意識の普及・啓発を図っており、令和3（2021）年度は環境学習講座を45回開催し、延べ587人が受講しています。なお、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度とも新型コロナウイルス感染症の影響により、環境学習講座、環境教育プログラムとも、開催件数は少ない状況でした。

環境学館いずみが開催する環境学習講座の実施状況

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
回数	101	103	121	112	114	111	106	47	45
参加者数	1,138	1,305	1,381	1,324	1,372	1,414	1,512	614	587

環境教育プログラムの実施状況

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
回数	60	45	48	43	44	38	36	10	17
参加者数	3,563	2,819	2,834	3,100	2,721	2,242	1,940	686	893

■ 「施策の方向性」と「基本施策」

地球温暖化を始めとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し変えていくことで、その解決につながることも数多くあります。また、私たちには、次の世代も快適な生活を送ることができるよう「環境にやさしいまちづくり」が求められており、市民や事業者が環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

小・中学校、教育委員会と連携した「坂戸市環境教育プログラム」の展開や幅広い世代を対象とした環境講座について、今後も継続的に実施することで、環境教育・環境学習の推進に取り組んでいくとともに、ICT等の活用や市民・事業所等との連携により、環境保全活動の拡充を図ります。

方向性5-1 環境教育・環境学習を推進します

学校や地域における環境教育・環境学習により、家庭や地域に環境保全活動への知識と興味波及していく仕組みの構築や、ICTの導入によるオンライン講座の検討等により、より幅広い世代が学べる機会を創出します。

○ 基本施策 5-1 (1) 学校における環境教育の充実

	施策	主な担当課
①	生物多様性をはじめとした「坂戸市環境教育プログラム」の充実に努めます。	環境学館いずみ 学校教育課 ほか
②	学校から家庭へと環境保全活動の輪が広がる環境教育を推進します。	環境学館いずみ 学校教育課 ほか
③	学校における花壇や周辺の田畑等を活用し、児童生徒が自然とふれあう機会の創出に努めます。	環境政策課 学校教育課 ほか

○ 基本施策5-1 (2) 地域における環境学習機会の拡充

	施策	主な担当課
①	環境学習講座、環境関連イベント等の開催の充実に図り、環境を考える機会の拡充に努めます。	環境学館いずみ 社会教育課 ほか
②	市民主催の4Rの取組等市民、事業者の自主的な環境学習活動を支援します。	環境学館いずみ 廃棄物対策課
③	「城山の森」、「浅羽ビオトープ」等の自然とふれあえる場を活用した環境学習を推進します。	環境学館いずみ
④	オンラインによる学習講座等市民が参加しやすい環境学習講座の開催方法を検討します。	環境学館いずみ 社会教育課 ほか

方向性5-2 環境保全活動を拡充します

市民・事業者の自主性や主体性を尊重しながら、互いの特性を生かして連携・協力を努めるとともに、将来を担う環境保全活動のリーダー育成に取り組み、環境保全活動の拡充を図ります。

○ 基本施策5-2 (1) 環境に関する情報受発信の充実

施策		主な担当課
①	県、市民団体等との連携を図り、環境情報の収集や情報発信に努めます。	環境政策課 環境学館いずみ ほか
②	環境保全活動の拡大と定着に向け、広報紙やホームページに加え、大学の学園祭等のイベント、SNS の活用等により、積極的なPR活動を推進します。	環境政策課 環境学館いずみ ほか
③	環境報告書をはじめとして、環境に関する定期的な情報提供に努めます。	環境政策課
④	市民、事業者等の各主体が持つ情報、知識、経験等が共有できる双方向の情報受発信を積極的に展開できる仕組みづくりを検討します。	環境政策課 環境学館いずみ ほか

○ 基本施策5-2 (2) 環境保全活動、イベントの充実

施策		主な担当課
①	ボランティア団体、NPO 等による活動を支援するとともに、行政との協働による環境保全活動を推進します。	環境政策課 市民生活課 ほか
②	ボランティア、事業所等との連携によるイベントの開催や環境学習講座の企画・運営を推進します。	環境政策課 環境学館いずみ
③	環境に配慮したイベントの拡充・支援に努めます。	環境政策課 廃棄物対策課 ほか

○ 基本施策5-2 (3) 環境リーダーの育成

施策		主な担当課
①	小・中・高・大学連携による環境学習の機会を創出し、環境リーダーの発掘を図ります。	環境学館いずみ 政策企画課 ほか
②	環境学習や環境保全活動の推進役となる環境リーダーを育成するため、県等が実施するリーダー養成講座への参加を促します。	環境学館いずみ

■ 施策指標（KPI）

施策指標項目	現状 (令和3(2021)年度)	目標 (令和15(2033)年度)
環境学習講座の参加者数	1,745人/年	5,000人/年
環境関連イベントの参加者数	— (未実施)	2,000人/年

■ 市民・事業者の役割 ～環境教育・学習、情報発信分野～

市民

- 環境保全活動に関する情報を意識して取り入れる等環境に関心を持ちます。
- 環境保全活動の参加、学校での環境教育についての親子の会話等交流を通じた意識の向上に努めます。
- 日頃から行っている環境に配慮した取組の効果や体験を身近な人と共有します。
- 環境イベント、環境学習講座等に進んで参加します。

事業者

- 従業員等を対象とした環境研修を継続して実施します。
- 専門性を活かした学習プログラムの提供、施設見学の受け入れ等環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 専門性を活かした情報、知識、経験等が共有できる仕組みへ参画し、市と協働して取り組みます。